

8. 県立大学附属高等学校及び附属中学校

A. 県立大学附属高等学校

県立大学附属高等学校の所在地は兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目11番1号である。

本高等学校は平成6年4月に県立姫路工業大学附属高等学校として設置されたが、平成16年4月の旧県立3大学の統合に伴い、県立大学附属高等学校に移行したものである。当高等学校の概要は次のとおりである。

(1) 生徒の状況（平成19年5月1日現在）

学科名	学年	生徒定員		生徒現員		
		学級数	人員	男	女	計
総合科学科	第1学年	4	160	98	63	161
	第2学年	4	160	88	73	161
	第3学年	4	160	87	67	154
	計	12	480	273	203	476

(2) 教職員の状況（平成19年5月1日現在）

a. 教員の状況

校長	1	(1)	校長は大学教員が兼務
副校長	1		
教頭	1		
教諭	34		
養護教諭	1		
臨時講師	2		
実習助手	4		
非常勤講師		[9]	
計	43	(1) [9]	

b. 事務職員の状況

事務長	1名
事務職員	2
計	3

(3) 教育理念等

(教育理念)

県立大学と緊密な連携のもとに、播磨科学公園都市の優れた教育研究環境を活用し、科学技術における学術研究の後継者の育成や、国際感覚豊かな創造性溢れる人材の育成をねらいとした教育を行うことを目指している。

(教育の実践)

中高大一貫教育の実現を図るため、中学校・高校と大学の時期を一貫した教育期間として捉え、中高大連携教育プログラムの実践など、県立大学との連携を基調とした学校経営を行い、総合学科としての特色を生かした教育を展開することにより、創造性溢れる校風の樹立に努めるため、次のような教育を実践している。

- ・総合学科としての特色ある教育課程を編成し、生徒の個性を生かした主体的な学びを促すことにより基礎的・基本的な知識、能力、態度の育成を図る。
- ・多様で高度な学習機会を提供する高大連携教育プログラムの実践を通して、創造力豊かな生徒の育成を図る。少人数教育を柱に、生徒一人一人の能力の開発と個性の伸長を図る。
- ・こころ豊かな人間の育成のため、心の触れ合いを重視した生徒指導を展開する。
- ・時代の変化に対応できる能力の育成と、共に生きる社会の実現をめざす教育として、人権教育、国際理解教育、福祉教育、環境教育、情報教育を行う。

なお、当附属高校では、県立大学各学部や研究所の教員による特別授業を受けることができる「高大連携授業」等が行われており、兵庫県立大学への「特別推薦入試制度」も設けられている。また、平成14年度から5年間は、文部科学省のスーパーサイエンスハイスクールに指定され、「理科」「数学」に重点をおいた特色あるカリキュラムを実施している。

スーパーサイエンスハイスクールとは、文部科学省から科学技術、理科・数学教育を重要なに行う学校として指定された高等学校であり、当高等学校が、高等学校及び中高一貫教育校における理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発、大学や研究機関等との効果的な連携方策についての研究に取組むのを文部科学省が支援する制度である。

(4) 入学の状況(平成19年度)

	募集定員	受験者数	合格者数	入学者数	合格率
一般選抜	60名	68名	60名	60名	88.2%
推薦入学分	100	149	100	100	67.1
計	160	217	160	160	73.7

(5) 卒業生の就職・進学状況(平成19年3月卒)

区分		性別	男	女	計
就職志望者 A		-	-	-	-
進学	志望者 B	104	52	156	
	進学者	(9) 88	(2) 50	(11) 138	
	進学率 %	84.6	96.2	88.5	
	卒業生に対する 進学志望者の割合 %	98.1	100.0	98.7	
就職進学ともに志望しなかつた者	自家営業に 従事するため				
	在学中に就職したため				
	その他の	2			2
	計 C	2			2
就職進学ともに志望した者 D					
卒業生数 A+B+C-D		106	52	158	

(注) 1 学年の途中に卒業した者も含めて記載した。

2 卒業した年次に進学せず翌年以降に進学した者を進学した年次の進学者欄に()外書きで記載し、進学率には含めていない。

B. 県立大学附属中学校

県立大学附属中学校の所在地は兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目11番2号である。

平成19年1月1日 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部改正により本校が設置され、平成19年4月1日に開校された。当中学校の概要は次のとおりである。

(1) 生徒の状況（平成19年5月1日現在）

平成19年4月1日開校のため1年生のみである。

学 年	1年	2年	3年	計
定 員	40			40
現 員				
男	23			23
女	17			17
計	40			40

(2) 教職員の状況（平成19年5月1日現在）

a. 教員の状況

校 長	(1)名	附属高等学校の校長が兼務
副 校 長	(1)	附属高等学校の副校長が兼務
教 頭	1	
主 幹 教 諭	1	
教 諭	4	
養 護 教 諭	1	
臨 時 講 師	1	
非常勤講師		[3]
計	8	(2) [3]

b. 事務職員の状況

事 務 長	(1)名	附属高等学校の事務長が兼務
事務職員	1	
計	1	(1)

(3) 教育理念等

(教育理念)

県立大学との緊密な連携のもとに、播磨科学公園都市の恵まれた教育研究環境を活用し、生徒一人一人の個性の伸長を図るとともに、優れた才能を見いだし、科学技術における学術研究の後継者の育成や、国際感覚豊かな創造性溢れる人材の育成をねらいとした教育を行うことを目指している。

(教育の実践)

中高一貫教育の円滑な実施を図るため、附属高校との緊密な連携に基づく一体的な学校経営を行うとともに、県立大学附属学校として、同大学附置研究所や各学部等との連携を視野に入れた学校経営を行い、中高一貫教育校としての特色、また、県立大学附属学校としての特色を生かした教育を展開し、創造性に溢れた魅力ある校風の樹立に努めるため、次のような教育を実践している。

- ・中高一貫教育校としての教育課程の特例を活用するなど特色ある教育課程を編成するとともに、生徒の個性を生かした主体的な学びを積極的に展開する。
- ・総合的な学習の時間や附属中学校独自の設定教科の実践を通して、探究心旺盛で創造力溢れる生徒の育成を図る。
- ・少人数教育を柱に、生徒一人一人の能力の開発と個性の伸長を図る。
- ・こころ豊かな人間の育成に向けて、心のふれあいを重視した生活指導を展開する。
- ・時代の変化に対応できる能力の育成と、共に生きる社会の実現をめざし、今日的な課題教育の充実に積極的に取り組む。

(4) 入学の状況 (平成19年度)

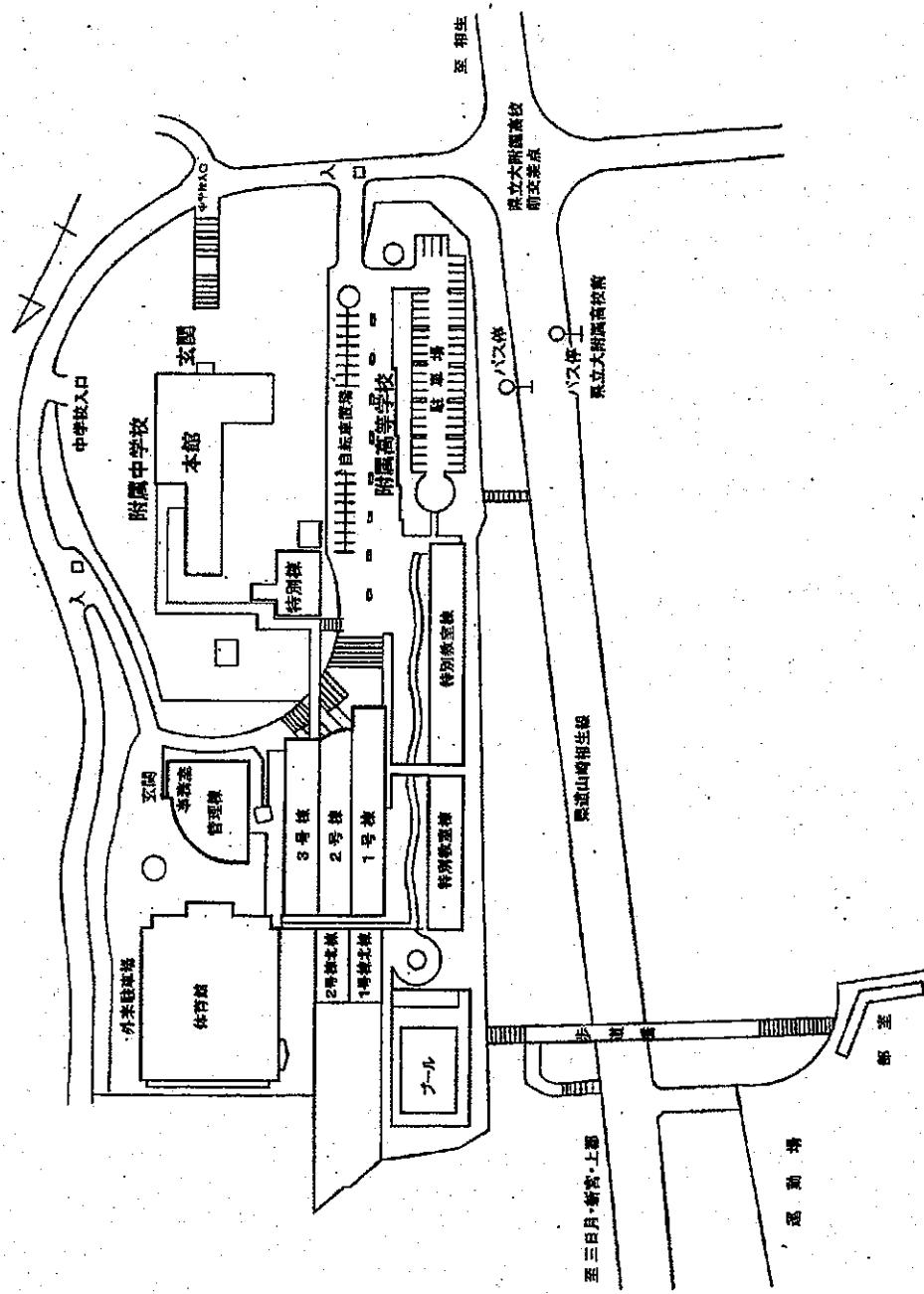
募集定員	受験者数	合格者数	入学者数	合格率
40名	362名	40名	40名	11.0%

出身小学校の市郡別内訳

(人数)

	男	女	計
明石市	2		2
加古川市	2	1	3
姫路市	8	8	16
神崎郡		1	1
相生市	2	2	4
たつの市	5	1	6
赤穂市	1	4	5
赤穂郡	1		1
佐用郡	2		2
計	23	17	40

(5) 校舎配置図



9. 附置研究所

県立大学には、次の4つの研究所が設置されている。

経済経営研究所

高度産業科学技術研究所

自然・環境科学研究所

地域ケア開発研究所

これら研究所の概要は次のとおりである。

A. 経済経営研究所

経済経営研究所の所在地は神戸市西区学園西町8丁目2-1（神戸学園都市キャンパス内）である。

(1) 設置目的及び業務

当研究所の前身である神戸商科大学 経済研究所は昭和25年に設置され、経済・経営及びこれに関連する基礎科学についての調査・研究を行ってきた。

平成16年の兵庫県立大学の設置に伴い、「新経済経営研究所」として再編され、神戸学園都市キャンパスに、経済・経営並びにこれらに関連する社会、政策、文化等についての総合的研究を行うことを目的として新設された。

当研究所は上記目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（経済経営研究所規程第2条）。

- 1) 経済及び経営並びにこれらに関連する社会、政策、文化等に関する研究及び調査に関すること。
- 2) 特定の課題に関する共同調査研究に関すること。
- 3) 官公庁及び団体等の依頼に係る調査研究に関すること。
- 4) 研究成果の発表及び刊行に関すること。
- 5) 研究に関する図書及び資料の収集整理に関すること。
- 6) 前各号に掲げるもののほか、研究所の運営に関すること。

(2) 運営体制

研究所長を含め経済学部、経営学部の教員各々2名計4名（教授1名、准教授1名、助教授1名、助手1名）が専任しているほか、運営協議会を設置して運営されている。研究所運営協議会の構成員は次の者をもって組織している。

① 研究所長

- 2) 研究所の専任の教授、准教授及び講師
- 3) 経済学部教授会から選出された委員 4名
- 4) 経営学部教授会から選出された委員 4名
- 5) 会計研究科教授会から選出された委員 1名
- 6) 事務局神戸学園都市キャンパス事務部総務課長

なお、運営協議会の庶務は、神戸学園キャンパス事務部総務課で行っている。

当研究所が、学部、大学院とは別に設置されているのは経済学部、経営学部との学際領域の研究及び両学部の共同研究並びに産学連携の共同研究等プロジェクトベースで調査研究を推進するため、また地域経済の振興、事業創造の支援、地域環境問題など重要なテーマを調査研究し、地域経済の発展に貢献するためである。

当研究所は、先端的プロジェクト研究の実施と支援を行う「学術研究部門」、地域企業・コミュニティとの連携、公開セミナー等の開催を行う「地域連携研究部門」、文献やデータの収集・公開および研究成果の公表・刊行等を行う「研究情報管理部門」で構成されている。

(3) 平成 18 年度の主な事業内容

① 平成 18 年度の特別教育研究助成金によるプロジェクト

「地域を支える社会企業家育成のための国際連携事業－大学院経済学研究科・経営学研究科との共同提案－」として、英国 SEN (Social Enterprise Network) との共同開催による英 国における研究セミナー「日英社会企業家育成セミナー」を開催した。

② 両学部から研究助成支援を受けたプロジェクト

Ⅰ. 「大学を核とした地産地消・食育に関する基礎研究」

21世紀の大学は、社会を先導する地域ビジネス・モデルを提示することが求められている。本研究の目的は、大学と周辺地域における地産地消・食育のあり方について基礎研究を行い、神戸学園都市キャンパスを核とし、多様な主体と連携した「環境共生型大学」という新たなモデルを提示する。

Ⅱ. 「画像処理とその共同利用という複合的情報システムにかかる多目的最適化に関する基礎研究」

本研究の目的は、必要にして十分な画像情報の取得と処理の範囲の確定とその共同化によって得られる情報共有による効率化について、画像を扱う業務ごとに類型化して、利用者をして使い勝手のよい最適化された画像情報処理・共有の仕組み(プラットフォーム)を提供する。

Ⅲ. 「Web の活用と、ユーザーの行動分析に関する基礎研究」プロジェクト

本研究では、経済活動における Web の有用性を検証するとともに、Web の利用における効果の拡大を目的としている。さらに、ユーザーの Web 利用に関する行動の分析手法を提案することで、Web マーケティングなどへの応用が期待される。

③産学連携事業

三木工業協同組合との連携事業

「地域雇用開発活性化事業実施に伴う人材確保及び育成に関するプログラムの作成」

本研究は、伝統的な金物産地である三木で新たな雇用創出を図るため、厚生労働省からの委託を受け、当研究所と三木工業協同組合とが共同で実施する。平成 18 年度は、組合員に対するアンケート調査、ならびに事例調査研究を行い、新たな雇用創出の実現に向けたアクションプランを策定した。

④平成 18 年度開催の主なセミナー

兵庫県立大学 日・EU フレンドシップ・ウィーク講演会(5月)	大学に併設されている EDC (EU 資料センター) 関連行事として、「EU と日本の関係」という視点に沿った講演会
Web マーケティングセミナー(7月)	Web の利用行動の変化と、消費行動の関係
地産地消・食育に関する研究について(9月)	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性に対する基準と消費者心理 ・将来の食糧危機と自給率の確保 ・食と健康
新・田園都市 -21世紀の郊外居住を目指して-(10月)	人口減少期を迎える、都市空間の縮小・再編を考えられる中、これまで成長を続けてきた郊外も本当の魅力がなければ生き残れない時代となっている。都市空間の再編の中で郊外が魅力を持ち続けるには何が必要か、21世紀の郊外居住のあり方が講演のテーマ
大学・地域間連携に向けた 具体的施策について(12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市部の生活者との交流 ・食農教育の推進（人材の養成） ・健康と食に関連する各種団体や関連企業とのコラボレーション
神戸学園都市キャンパスを核とした 地産地消・食育の可能性(2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸学園都市キャンパスにおける「食」の実態-滋賀県立大学との比較から- ・地産地消の身近な事例-JA 六甲のめぐみの視察報告-
第3回神戸・スコットランド 地域計画 フォローアップセミナー(2月)	英国におけるリーシャル・エンタープライズ（社会的企業）研究の第一人者である Alan Kay 氏を招いて 2006 年 10 月に英国ジンバウで実施した「第 2 回神戸・スコットランド 地域計画セミナー」のフォローアップセミナー。テーマは「地域計画と社会企業：公正な社会」

魅力ある地域情報発信をめざして(3月)	兵庫ニューゲイア推進協議会の研究会における調査結果の概要や地域情報発信の事例紹介並びに(財)ひょうご震災記念 21世紀研究機構地域政策研究所による「淡路島まるごとミージューム構想の取り組み」の報告を受けながら、より効果的に魅力ある地域情報発信への課題と要件を浮き彫りにし、地域の訴求力向上を考える。
---------------------	---

⑤出版活動

経済学部・経営学部の専任教員の研究成果を次のように刊行している。

刊行物	発行回数	目的
商大論集	年4回	社会科学に関する個人研究及び共同研究の成果を発表する。
人文論集	年2回	人文科学及び自然科学に関する個人研究及び共同研究の成果を発表する。
研究年報	年1回	共同の実験的研究及び調査的研究の成果を発表する。
研究叢書	随時	独創的研究の成果であって、商業的出版が著しく困難と認められるものを発表する。
WORKING PAPER 研究資料	随時	研究の進展と交流を促進するために、研究の過程または成果を公刊に先立って、迅速かつ簡易な方法で印刷して発表する。「研究資料」は和文、「WORKING PAPER」は欧文とする。

⑥資料センターの管理・運営

当研究所は資料センターを有し、主要統計・経済資料、大学紀要などを収集管理し、教員・学生の研究調査のために供している。

資料センター蔵書数

平成19年4月1日現在

和書	洋書	和雑誌	洋雑誌
冊 34,250	冊 4,244	種 2,400	種 100

⑦公開講座の開催

本キャンパスでは、研究成果を広く一般社会に発表するとともに、大学施設を開放し、県民の生活と職業上必要な知識及び教養の向上を図ることを目的として、毎年公開講座を開講

している。18年度は平成18年8月に食文化教室として「イタリアの食生活に学ぶ 日本における食育」というテーマで開講した。

(4) 研究費

当研究所の平成18年度の研究費は県費から支出される教員当たりの研究費1,660千円と学長裁量の特別研究助成金1件（地域を支える社会企業家育成のための国際連携事業－大学院経済学研究科・経営学研究所との共同提案事業）2,000千円以外は受託研究2件（三木工業協同組合、(株)アドミクス）3,300千円である。

B. 高度産業科学技術研究所

高度産業科学技術研究所の所在地は赤穂郡上郡町光都3丁目1-2（兵庫県立先端科学技術支援センター内）である。

(1) 設置目的及び業務

当研究所は兵庫県立姫路工業大学の附置研究所として平成6年4月に設立された。当研究所は光化学技術を中心とした先端的研究を推進すると共に、県下企業等との共同研究により新産業技術基盤の創出を図り、産業支援を行うことを目的としている。このために国内有数の放射光施設「ニュースバル」を設置している。

当研究所は上記目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（高度産業科学技術研究所規程第2条）。

- 1) 高度な産業科学技術研究及び教育に関すること。
- 2) 特定の課題に関する共同調査研究に関すること。
- 3) 官公庁及び団体等の依頼に係る調査研究に関すること。
- 4) 地域の企業及び試験研究機関等との研究交流に関すること。
- 5) 研究成果の発表及び刊行に関すること。
- 6) 前各号に掲げるもののほか、研究所の運営に関すること。

（当研究所の理念）

我々は、自由闊達な精神の基に、光科学技術を中心とした先端的かつ独創的な研究を推進するとともに、新しい産業科学技術基盤の創出を図り、産業支援を通して社会の発展に貢献する。

(2) 運営体制

研究所長のほか、教員14名（教授4、准教授5、助教5）、職員5名（事務職員2、非常勤嘱託員3）が専任しており、研究所教授会、研究所運営委員会を設置して運営している。研究所運営委員会の構成員は次の者をもって組成している。

- 1) 研究所長（以下「所長」という。）
- 2) 研究所の専任教授
- 3) 工学研究科教授会から選出された委員2名
- 4) 物質力学研究科教授会から選出された委員1名
- 5) 生命力学研究科教授会から選出された委員1名
- 6) 環境人間学部教授会から選出された委員1名
- 7) 事務局播磨科学公園都市キャンパス事務部高度産業科学技術研究課長

なお、運営委員会の庶務は、播磨科学公園都市キャンパス事務部高度産業科学技術研究課で行っている。

(3) 研究分野とその概要

当研究所は「光・量子科学技術」、「光応用・先端技術」の2大講座から組織され、5つの専門分野が設置されている。光・量子科学技術大講座は、光及びビーム関連科学の研究開発を進めるとともに新しいナノ科学の創出を進めている。また、光応用・先端技術大講座は、放射光利用によるナノテクノロジーを駆使したマイクロデバイス研究や計測技術の研究開発を進め、産業界の支援を行っている。

また、当研究所の各研究分野は、協力講座として大学院工学研究科または物質力学研究科のいずれかに属しており、大学院工学研究科または物質力学研究科の協力講座の院生として、本研究所の教育・研究指導を受けることが可能なシステムになっている。

平成19年10月1日現在

大講座	研究分野	研究内容	所属大学院・研究科 (協力講座)
光・量子科学 技術大講座	光量子システム	波長可変の自由電子レーザーなど高性能光源開発や高出力固体レーザー開発と併せて、レーザー・プラズマX線など新方式光源の開発とその応用研究を行っている。	工学研究科 電力・エネルギー工学部門
	ビーム物理学	加速・蓄積リング内の荷電粒子の振る舞い、その状態、放射光の性質等から様々な物理現象を解明して、荷電粒子多体系(ビーム)の安定性、放射光発生機構を研究し、高性能加速器の開発研究及びビームの物理学的研究を行っている。	電気系工学専攻 物質科学専攻 物質機能解析学部門
	ナノ構造科学	放射光照射や電子、イオンビームを用いたナノテクノロジーを利用して機能性材料や新物質の創製研究を行い、さらに創製された新機能性材料の特性を放射光を用いて高精度、高感度で評価、分析する研究を行っている。	物質力学研究科 物質科学専攻 物質構造制御学部門
光応用・先端 技術大講座	放射光(工学)	次世代の高集積半導体チップ(ULSI)パターンの加工・製造技術の開発研究を行っている。世界初のナノメートルの線幅の回路パターンを形成することに成功し、また、放射光技術の応用としてX線光学素子の開発、高精度極微細計測技術の開発研究を進めている。	工学研究科 物質系工学専攻 材料工学部門
	ナノマイクロン	放射光を利用して、通常の機械加工で不可能な任意の超微細3次元形状構造物の金型加工・成形加工の新技術創製の開発研究を行っている。このナノマイクロン技術は、バイオ、医療、環境、情報通信など広い分野に応用されている。	工学研究科 機械系工学専攻 機械知能工学部門

(4) 附属研究施設（ニュースバル放射光施設）

当研究所は附属研究設備として中型放射光施設（ニュースバル）を有している。

当施設は、日本原子力研究所、理化学研究所及び(財)高輝度光科学センターの協力の下に、大型放射光施設 SPring-8 敷地内に平成 10 年度完成した。

施設内にあるニュースバル装置は、1.5GeV の電子蓄積リングをもつ放射光発生装置で、SPring-8 の線形加速器から電子ビームの供給を受けている。平成 10 年秋以降の試験調整運転の結果、平成 12 年 1 月に科学技術庁による施設検査（1.0GeV 運転）に合格し、供用開始となった。平成 13 年 6 月には 1.5GeV 運転への変更が許可になり、同年 12 月に、1.5GeV へのエネルギー加速試験に合格した。

蓄積リングで発生した放射光はビームラインにより取り出され、産業応用利用研究に使われている。

ニュースバルは、軟X線～真空紫外線域の波長の光を利用することができる最新鋭施設で、現在 15 人の教員がこれを用いて光源の研究開発や半導体等の微細加工、新材料創製・評価、マイクロ・ナノ部品加工などの本格的な研究・技術開発を行っている。

(5) その他の業務

地域企業及び試験研究機関との研究交流の一環として、

- 当研究所は「21世紀播磨科学技術フォーラム」の事務局を担当している。本フォーラムは平成 3 年に、兵庫県内企業・行政・各種団体技術者及び研究者に情報を交換するセミナー・シンポジウム・交流会等の「場」を提供し、討議・研究を通じて地域の発展に寄与することを目的として発足した。約 130 社のフォーラム会員企業との交流の中から产学共同研究の芽生えが期待されている。
- セミナーの開催として、平成 18 年度は姫路市において平成 19 年 3 月 9 日に「先端技術セミナー2007」を開催している。
- 研究成果の発表として、毎年マニュアル・レポートを英文で刊行されている。

(6) 当研究所の運営費

当研究所の運営費は平成 18 年度当初予算によれば、下記のように 319,277 千円となっている。

区分	平成 18 年度予算額（当初）
講座研究費	27,123
ニュースバル運転維持管理費	258,800
先行実験装置運転費	8,100
先端科学技術支援センター運営費	25,254
計	319,277

(7) 研究費(外部資金)

当研究所の研究費は県費で支出される講座研究費(平成18年度27,123千円)以外に外部資金を受け入れ行なわれた研究費が平成18年度は次のように222,152千円となっている。

(単位:千円)

	件数	金額	研究内容
研究助成金	19	16,070	中西金属工業㈱(マイクロ構造部品の開発3,000千円)、情報ストレージ研究推進機構(GCIB法によるDLC膜成膜改質の研究2,000千円)ほか。
受託研究	10	71,470	国立大学法人東京大学(X線相情報による高感度医用撮像技術の開発27,235千円)、技術研究組合極端紫外線露光システム技術開発機構(コンタミ付着防止機構の開発12,600千円)ほか。
共同研究	29	83,462	(財)新産業創造研究機構(SR(放射光)-MEMSによる自動車用光学・電子デバイスの開発23,660千円)、(財)大阪科学技術センター他3社(次世代量子ビーム利用ナノ加工プロセス技術の開発事業13,482千円)ほか。
科学研究費補助金	6	21,200	特定領域研究(マイクロ・ナノ立体加工技術の開発と次世代マイクロアクリュエーターへの展開13,900千円)ほか。
NEDO助成金	1	14,950	ガスクラスターイオンビームによる半導体高精度薄化技術の開発
寄附講座	1	15,000	エビオンコ-ボレーション(クラスターイオンビームプロセスによる材料創製と放射光によるIn-Situ解析)
計	66	222,152	

NEDOとは独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の略称

C. 自然・環境科学研究所

自然・環境科学研究所は5系統から構成されており各々の所在地は次のとおりである。

自然環境系	三田市弥生が丘6 (県立人と自然の博物館内)
景観園芸系	淡路市野島常盤954-2 (県立淡路景観園芸学校内)
田園生態系	豊岡市祥雲寺128 (県立コウノトリの郷公園内)
宇宙天文系	佐用郡佐用町西河内407-2 (県立西はりま天文台公園内)
森林・動物系	丹波市青垣町沢野 (兵庫県森林動物研究センター内)

(1) 設置目的及び業務

当研究所は平成4年自然及び環境の総合研究を行うため県立大学の附置研究所として開設された。

当研究所は上記の目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（自然・環境科学研究所規程第2条）。

- 1) 自然及び環境に関する学術研究に関すること。
- 2) 特定の課題に関する共同調査研究に関すること。
- 3) 官公庁及び団体等の依頼に係る調査研究に関すること。
- 4) 他の大学、研究機関及び博物館等との研究交流に関すること。
- 5) 研究成果の発表及び刊行に関すること。
- 6) 前各号に掲げるもののほか、研究所の運営に関すること。

(2) 運営体制

同研究所は、現在、「自然環境系」、「景観園芸系」、「田園生態系」、「宇宙天文系」及び「森林・動物系」の5つの系から構成されている。

上記5つの系の教員（53名。下記参照）が、それぞれ県立人と自然の博物館（三田市）、県立淡路景観園芸学校（淡路市）、県立コウノトリの郷公園（豊岡市）、県立西はりま天文台公園（佐用町）、兵庫県森林動物研究センター（丹波市）という兵庫県が全国に向けて発信する基幹プロジェクト施設の研究員・教員を兼務し、その展開の要を担っている。

なお、事務は各施設に属する職員が行っており、職員の人事費は県立大学の予算に計上されておらず、各施設が所属する教育委員会、県土整備部、産業労働部、農林水産部の予算に計上されている。

(教員内訳)

	教授	准教授	講師	助教	助手	計
自然環境系	9	6	3	5	1	24名
景観園芸系	5	6	5			16
田園生態系	1	1	2			4
宇宙天文系	1	1	1			3
森林・動物系	2	2	2			6
計	18	16	13	5	1	53

(3) 研究分野とその概要

①自然環境系（平成4年4月設置）：「県立人と自然の博物館」

自然環境系では、自然環境と居住環境、自然資源の評価と保全、人間活動の自然環境に対する影響、地域振興と地域資源の活用など、今後の人と自然の望ましい関わり方について5つの部門（地球科学研究部門、系統分類研究部門、生態研究部門、環境計画研究部門、生物資源研究部門）で調査・研究を行っている。併設の博物館は、延べ床面積1万8千平方メートル、70万点以上の収蔵資料を有し、シンクタンク、データバンク、ジーンバンクなど博物館を超えたユニークな機能を備えている。また、小中学生向けから専門分野まで、多種多様なセミナーを毎月開催している。

また、従来の研究の蓄積を教育分野にも発揮すべく、平成19年度から大学院環境人間学研究科の共生博物部門として大学院教育も行っている。

②景観園芸系（平成11年4月設置）：「県立淡路景観園芸学校」

本来一体となって生活空間を形成すべきさまざまな領域を包括し、新たな視点で環境・景観形成に活用される新しい花と緑の技術や文化創造を考え、緑地空間、地域づくり、自然と都市の先導的デザイン技術など4つの部門（緑地生活・文化研究部門、景観要素研究部門、景観デザイン研究部門、都市景観保全管理研究部門）で調査・研究を行っている。併設の淡路景観園芸学校では、大学卒業者を対象とした全寮制の「景観園芸専門課程」、県民を対象とした「まちづくりガーデナーコース」、公立機関では初めてとなる本格的な園芸療法に関する専門教育を行う「園芸療法課程」など、きわめてユニークな教育課程を持っている。

③田園生態系（平成11年4月設置）：「県立コウノトリの郷公園」

田園生態系では、絶滅危惧種の保全では日本で初めて取り組みであるコウノトリの野生復帰プロジェクトを中心として、田園地域の環境全般について動物、植物、景観、環境社

会の各専門分野から、保全や実践的調査・研究を行っている。併設のコウノトリの郷公園では、県民を対象として環境学習講座を開催している。

④宇宙天文系（平成16年4月設置）：「県立西はりま天文台公園」

宇宙天文系では、主として観測から得る情報をもとに、宇宙進化、宇宙構造の解明につながる研究活動を行っている。平成16年11月、併設する西はりま天文台公園に国内最大の2m望遠鏡が完成し、太陽系天体から恒星、星雲、銀河等、広範な研究観測が可能となった。また、一般の人々がアクセスできる世界最大の公開天文台の機能を生かし、市民参加体験型の観測プロジェクトを用意している。その他、県民を対象とした天文講演会や観望会も数多く実施している。

⑤森林・動物系（平成19年4月設置）：「兵庫県森林動物研究センター」

森林・動物系は、野生動物の現状を把握し、効果的な保全と被害対策を考えるための調査研究機能と、技術支援機能を兼ね備えた施設として開設された。

農林業や市民に被害を与えるシカ、イノシシ、絶滅危惧種のツキノワグマなどの生態や被害発生メカニズム、森林植生や農村環境などを2つの部門で調査研究している。

また、野生動物保全管理にかかる指導者の育成や、農林業関係者、専門家から広く県民を対象に、各種講演会やセミナーなどを開催している。

(4) 活動状況

系	生涯学習（＊）	地域連携（＊）
自然環境系 (県立人と自然の博物館)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立大学公開講座、特別公開講座 ・ 生涯学習垿「トアモ」(全94講座) ・ 小学生・高校生等階層別セミナー ・ カーネギー事業(理科授業への支援等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域の自治体、教育委員会、NPO、公民館、生涯学習施設等と連携・共催するセミナーの実施 ・ キャラバン事業(地域と連携した移動展示・セミナー等)
景観園芸系 (県立淡路景観園芸学校)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立大学公開講座、特別公開講座 ・ 景観園芸専門課程(2年間、全寮制) ・ 園芸療法課程(1年間、全寮制) ・ 景観園芸専門研修(課題解決型、科目履修型)、まちづくりガーデナコース 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体、公園施設等における企画立案への参画 ・ 自治体・医療機関等との共同研究、受託研究等の実施
田園生態系 (県立コウノトリの郷公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立大学公開講座、特別公開講座 ・ コウノトリ・パーク・ランティア養成講座 ・ 子供のための里山講座 ・ コウノトリの郷公園ガイドツアー ・ 里山体験セミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元自治体、地域住民との連携・協力したコウノトリ野性復帰プロジェクトの実施 ・ 地元自治体や地域住民と連携した環境教育及び普及啓発活動の実施

宇宙天文系 (県立西はりま天文台公園)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学公開講座、特別公開講座 ・天体観望会(研究員による星空案内) ・天体講演会 ・天文に関する研究会、シンポジウム ・例月研究発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体が実施する公開講座等の生涯学習活動への参画 ・各市町教育委員会と連携した体験学習の実施
森林・動物系 (兵庫県森林動物研究センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学公開講座、特別公開講座 ・行政担当職員の研修 ・狩猟者の確保と捕獲技術者の育成 ・県民向けセミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・獣害に強い集落環境づくりの支援 ・モデル地域におけるコミュニケーション ・実験調査フィールドの公開 ・県民、NPOなどの保護管理活動の支援

(*) 県立大学の教員が研究員を兼務している連携施設の事業を含む。

(5) 研究費

当研究所の平成18年度研究費は、学長裁量の次の特別研究助成金5件4,900千円、研究助成金1件1,990千円、競争的外部資金(科学研究費)13件12,500千円を受け入れて行われている。この平成18年度の実績の主なものは次のとおりである。なお、当研究所の教員当り研究費は県立大学からは支出されておらず、教育委員会等所管部局から支出されている。

(単位:千円)

	研究課題	金額
特別研究費	兵庫県および国内における外類天狗巣病の蔓延による竹林の荒廃に関する緊急調査	1,300
	VTOSによる、なゆた望遠鏡の総合性能評価と応用観測	2,400
	江戸時代後期の古地図のデジタル化と淡路島の土地利用変遷 他2件	1,200
	計	4,900
助成金	財団法人リバーフロント整備センター 木津川河川生態学術調査研究(砂洲河川の生物群集の研究)	1,990
	計	1,990
科学研究費	自然環境系 ミツバチの尻振りダンスは擬似飛行ではないだろうか 後期中新世の旧世界における長鼻類の進化 地域的な堅果類の豊凶と野生動物の生息状況ならびに獣害発生のダブルミックスの解析 屋久島苔類多様性の現状把握と保全についての研究 他2件	1,100
		1,000
		1,300
		1,500
		1,300
	景観園芸系 都市域の生物多様性保全を目的としたエコロジカルネットワークの機能解明に関する研究 植栽及び自然景観の認知と人間の生理機能変化との関係の明確化 他4件	1,900
		1,200
		2,800
	田園生態系 生物の「語り方」にみる人と自然の関係性に関する環境社会学的研究 計	400
		12,500

D. 地域ケア開発研究所

地域ケア開発研究所の所在地は明石市北王子町13-7（明石キャンパス内）である。

(1) 設置目的及び業務

当研究所は、我国では初めての看護学に関する本格的な研究所で、看護学の実践研究拠点として、地域の特性にあわせた看護ケアシステム等の構築・開発に向けた研究を進め、その研究成果を広く社会に提案するとともに、健康実践教育や健康情報センターとしての役割も担うことを目的として、平成16年12月1日に開設された。

当研究所は上記の目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（地域ケア開発研究所規程第2条）。

- 1) 地域ケアに関する実践研究及びケアシステム開発研究に関すること。
- 2) 看護者等に対する教育及び研究支援に関すること。
- 3) 特定のテーマについて共同で行う調査研究に関すること。
- 4) 官公庁及び団体等の依頼に係る調査研究に関すること。
- 5) 他の大学、研究機関及び保健医療福祉機関等との研究交流の推進に関すること。
- 6) 研究成果の発表及び刊行に関すること。
- 7) 前各号に掲げるもののほか、地域ケア開発研究所の運営に関すること。

(2) 運営体制

研究所長（副学長）を含む教員6名（教授2名、准教授2名、客員教員2名）、事務職員1名、嘱託員（非常勤）等4名が専任しており、研究所運営協議会を設置して運営している。研究所運営協議会の構成員は次の者をもって組成している。

- 1) 研究所長（以下「所長」という。）
- 2) 研究所の専任の教授、准教授及び講師
- 3) 看護学研究科長
- 4) 明石学術情報館長
- 5) 看護学研究科委員会から選出された委員1名
- 6) 事務局明石キャンパス事務部長
- 7) その他所長が必要と認める者

なお、運営協議会の庶務は、明石キャンパス事務部地域ケア開発研究課で行っている。

(3) 研究体制と研究内容

「地域ケア実践研究部門」と「広域ケア開発研究部門」で構成されている各部門の研究内容は次のとおりである。

①「地域ケア実践研究部門」

保健医療福祉分野における喫緊の課題について、個別テーマに基づく研究プロジェクトを設け、地域に根ざした理論研究、実践研究を実施している。

Ⅰ. 遠隔看護

ITを活用した在宅患者の健康データの収集や双方向映像などの相互コミュニケーションによる新しい在宅療養者へのケアを研究している。

Ⅱ. まちの保健室

兵庫県看護協会が開発している125個所（平成16年度）のまちの保健室の後方支援として、その成果の研究を行うとともに、研究所が独自に「専門まちの保健室」を開発・研究している。

Ⅲ. 訪問看護

在宅で訪問看護をうける人々の健康状態の改善やケアの質の向上に向けた実践研究をしている。

②広域ケア開発研究部門

中長期的な課題である災害看護や国際地域看護にかかる研究を実施している。

Ⅰ. 災害看護

災害看護に関連した知識を蓄積し、災害時に機能する看護支援ネットワークの構築、災害看護教育の内容や体制を研究している。

Ⅱ. 国際地域看護

高い健康水準を誇る日本の経験を生かし、JICA等と協力して、アジア地域の看護職者、教育研究者の研修の受け入れや共同研究をしている。

(4) 研究業務の実施状況**①まちの保健室業務**

研究所の事業としてまた兵庫県看護協会の活動事業の一拠点として毎月第1金曜午後に「ポランティア看護師によるまちの保健室」を実施している。活動内容は様々な機器による測定とその後の綿密な看護相談活動で、平成18年からは増え続ける中高年のメタボリックシンドローム対策のひとつとして体操療法を始めた。

また大学教員による「専門まちの保健室」として、「高齢者もの忘れ看護相談」「女性のための性やからだの看護相談室」「こころの健康相談」「血糖が気になる方への看護相談」「がん療養相談室」「こども在宅療養支援の窓」「摂食・口腔健康相談」を実施している。これらは予約制で月1~2回実施している。

②遠隔看護業務

従来の看護研究にIT技術を加え活用することで双方向のコミュニケーションや情報収集を実現させ、新しい在宅療養者支援と看護専門職支援を実践している。特にWeb上で在宅リウマチ患者の症状管理について研究を通した活動を行っている。

③訪問看護業務

在宅で訪問看護を受ける人々の健康状態の改善やケアの質の向上に向けた実践研究を実施している。

④災害看護業務

国内外で自然災害や人為的災害が発生し続け、また過去の災害の影響により今もなお生活再建できず苦悩している人々の直後のみならず中長期的な視野で健康と生活を見直す必要が認識されつつある。災害看護に関連した知識を蓄積し、災害時に機能する看護支援ネットワークの構築、災害看護教育の内容や体制を研究している。平成15年の21世紀COEプログラムで「ユビキタス社会における災害看護拠点の形成」が採用され世界に発信する拠点を目指している。

⑤国際地域看護業務

平成17年度から3年間はインドネシア地域看護コーディネーター育成プロジェクトを実施し指導者を育成している。

平成18年度においてWHO神戸センターより、「都市環境における健康の社会的決定因子に関する予備調査」を受託し実施した。

⑥国際機関との連携の確立

世界保健機関(WHO)より災害看護協力センターとしての認証を受け、世界的視野にたって災害時の人々の健康再生のための看護研究や教育を実施している。

(5) 研究費

当研究所の研究費は、県費から支出された特別研究助成金1,000千円以外は全て外部資金を受入れて行われている。この平成18年度の実績は次のとおり173,366千円である。

(単位：千円)

	件数	金額	
21世紀COE補助金	1	155,496	・「ユビキタス社会における災害看護拠点の形成」
科学研究費補助金	2	16,470	・「まちの保健室のEvidence-basedの実践への後方支援ネットワークの形成」 ・Webで実践する在宅関節リウマチ患者のシップメントに関する看護介入研究
研究助成金	3	1,400	・災害被災者に対する看護活動助成事業
計	6	173,366	

10. 学生部

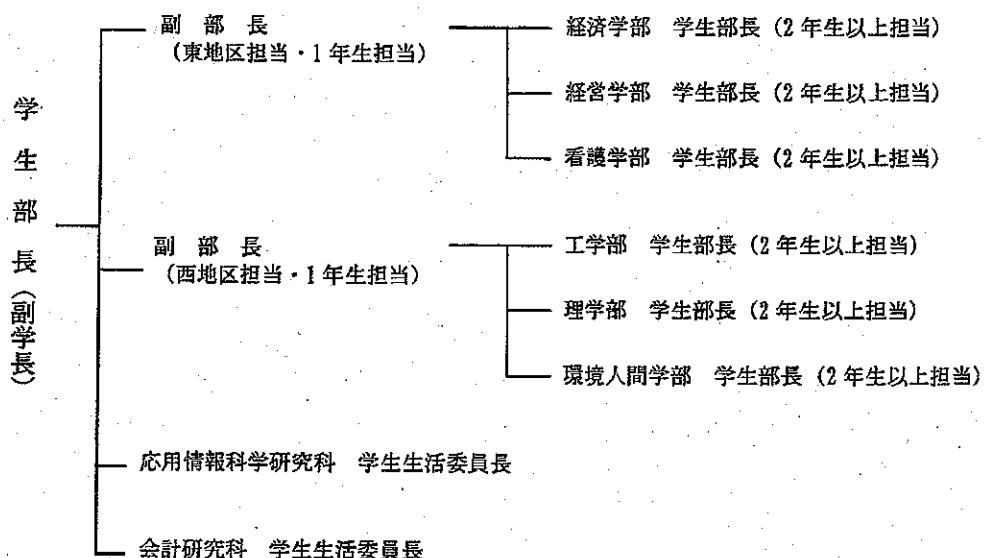
(1) 設置目的及び業務

兵庫県の行政組織規則第112条に県立大学に学生部を置くと定めており、同規則第113条で「学生部においては次に掲げる業務をつかさどる。」と定めている。

- 1) 学生の募集、入学、休学、転学、退学、卒業その他の教務に関すること。
- 2) 学生の補導及び福祉厚生に関すること。
- 3) 前2号に掲げるもののほか、学生部の運営に関すること。

(2) 業務の執行体制

次のように1年生は学生部副部長が担当し、2年生以上は各学部の学生部長が担当している。



学生生活支援に関する事項（福利厚生、就職、課外活動、学生団体等）を審議するとともに、必要な措置を講ずるため学生生活委員会を設置しており、その委員には学生部長、副部長、各学部・各研究科の学生部長、事務局学務部長で組織している。

事務局は、キャンパスごとに次の課が担当している。

事務局	担当課
事務局	学務企画調整課
神戸学園都市キャンパス	学務第2課
姫路書写キャンパス	学生課
播磨科学公園都市キャンパス	学務課

姫路新在家キャンパス	学務課
明石キャンパス	学務課
神戸キャンパス	学務総合情報・応用情報課

(3) 学生生活支援に係る内容

学生生活支援とは、「学生の円滑な修業等を支援するために必要な助言、指導その他の援助」をいい、下記に掲げる内容を全学委員会である学生生活委員会、東西両地区に設置されている地区学生生活委員会及び学部学生生活委員会で所掌している。

- (ア) 学生の福利厚生に係ること（アルバイト紹介、下宿紹介 等）
- (イ) 学生の健康管理に係ること（健康診断、学生保険、健康相談 等）
- (エ) 学生の課外活動及び学生団体に係ること（クラブ活動、学生団体、大学祭 等）
- (オ) 学生の就職進路支援に係ること（就職ガイダンス、企業説明会、就職相談 等）
- (カ) 学生の経済的援助に係ること（授業料減免、奨学金 等）
- (ク) 学生の修学相談に係る調整に係ること
- (ケ) その他学生生活支援に係ること

①就職支援

2回生を対象としたキャリアデザイン講習会のほか、企業説明会や就職ガイダンス等の就職支援対策を実施している。

②学生相談

心身共に健康な学生生活を送れるよう、学業や学生生活についての相談や病気、けがの応急処置などに対応するため、各キャンパスに保健室等のケア施設を設けているほか、こころの悩みに対しては、臨床心理士による定期的なカウンセリングを各キャンパスで行っている。

③ハラスメント対策

本学では、学生、教職員及びその他すべての本学構成員が個人として尊重され、快適な教育研究環境及び職場環境のもとで修学又は就労できることを目的としてハラスメント対策に関するガイドラインを策定し、その防止と普及啓発に努めている。

ハラスメントの相談に応じる相談員は以下のとおり。

- ・全学及び学部等の人権啓発委員会委員
- ・学部の学生生活委員会委員
- ・各キャンパス保健室職員

(4) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

学生部に関する第1期中期計画の計画項目は23項目あり、その達成度の自己評価結果はⅢ（順調に実施している）が14項目、Ⅱ（十分に実施できていない）が9項目で評価Ⅱが比較的多い。

このⅡの9項目は計画No.Ⅱ7(4)、Ⅱ7(10)、Ⅱ7(11)、Ⅱ7(12)、Ⅱ7(15)、IV4(5)、V2(1)、V2(4)、V4(1)であり、その内容は第三、15. B. (1)③計画を十分に実施できていないと評価された項目 b. 自己点検・評価結果（項目別概要）についての箇所（318頁～322頁）に記載しているので参照されたい。

なお、この主な内容は「・学生の健康相談を充実するための全学的な保健センターの設置が進んでいない。・学生の就職活動の全学的な支援体制が充分でない。・後援会及び同窓会の全学的な合同組織の設立が進んでいない。・学生自治会の全学的体制づくりが十分でない」というものである。

また、評価Ⅲ（順調に実施している）という項目で、重要性の高いと思われるものは次の3項目である。

評価No.Ⅱ7(3)	学生の適性に対応した的確な進路指導を行うため、1年生に対する少人数教育・指導の強化や学生担任教員制度の確立を図る。
評価No.Ⅱ7(8)	奨学金情報を組織的に収集し、学生に周知するとともに、新たな奨学金制度の開拓に努める。
評価No.Ⅱ7(13)	学生自らの能力形成や各種資格取得への取組に対してインセンティブを与えるしくみを検討するなど、学生のキャリア形成を促進する。

11. 総合教育センター

(1) 設置目的及び業務

兵庫県の行政組織規則第112条に県立大学に総合教育センターを置くと定めており、同規則第114条で「総合教育センターにおいては、次に掲げる業務をつかさどる。」と定めている。

- 1) 全学共通教育の実施に関すること。
- 2) 教育改革の実施に関すること。
- 3) 入試制度の改革及び大学入試センター試験の実施に関すること。
- 4) 前3号に掲げるもののほか、総合教育センターの運営に関すること。

また、総合教育センター規程第1条（目的）には、当センターは「県立大学の全学共通教育、教育改革、入学試験制度の改革、教職課程教育等を行うことにより、大学の教育の充実を図ることを目的とする。」と定め、第2条（業務）において、この目的を達成するため、次に掲げる業務を行うと定めている。

- 1) 全学共通教育に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- 2) 全学共通教育の担当教員（非常勤講師を含む。）の選定に関すること。
- 3) 全学共通教育と専門教育との調整に関すること。
- 4) 遠隔授業の実施に関すること。
- 5) 教育改革に関する調査研究及び改革の実施に関すること。
- 6) 入学試験制度の改革等に関する調査研究及び改革の実施に関すること。
- 7) アドミッションオフィス（以下「AO」という。）の運営及びAO入試の実施に関すること。
- 8) 大学入試センター試験の実施に関すること。
- 9) 教職課程教育に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- 10) 前各号に掲げるもののほか、全学共通教育、教育改革、入学試験制度の改革、教職課程教育等の実施に関すること。

(2) 業務の執行体制

当センターにはセンター長（副学長）、副センター長（東地区担当）、副センター長（西地区担当）、センター長補佐（教育改革担当）、センター長補佐（AO入試担当）、センター長補佐（教職課程担当）、事務職員を配属し、センターの運営のうち、全学共通教育、教育改革、教職課程教育に係る重要な事項について審議するため、総合教育推進委員会を設置している。

また、センターの運営のうち、入学試験制度の改革に関して必要な事項は、入試試験協議会で行うことになっている。

①総合教育推進委員会は次の者で組織している。

当委員会は次の者で組織している。

- 1) センター長
- 2) 副センター長（東地区担当）
- 3) 副センター長（西地区担当）
- 4) センター長補佐（教育改革担当）
- 5) センター長補佐（教職課程担当）
- 6) 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部、応用情報科学研究科、会計研究科、高度産業科学技術研究所及び自然・環境科学研究所から選出された教員 各1名
- 7) 事務局学務部長

また、当委員会には共通教育部会、教育改革部会、教職課程部会を置いている。これら部会の所掌業務は次のように定められている。

Ⅰ. 共通教育部会

- 1) 全学共通教育に係る教育課程の編成及び実施に関すること。
- 2) 全学共通教育の担当教員（非常勤講師を含む。）の選定に関すること。
- 3) 全学共通教育に関する時間割に係る基本的な方針の作成に関すること。
- 4) 全学共通教育と専門教育との調整に関すること。
- 5) 全学共通教育に係る学部間調整に関すること。
- 6) 全学共通教育の評価に関すること。
- 7) 遠隔授業の実施に関すること。
- 8) 前各号に掲げるもののほか、全学共通教育全般に関すること。

Ⅱ. 教育改革部会

- 1) 学生による授業評価に関すること。
- 2) 新任教員研修会に関すること。
- 3) 授業改善研修会に関すること。
- 4) 教員相互の授業参観に関すること。
- 5) 前各号に掲げるもののほか、教育改革の実施に関すること。

Ⅲ. 教職課程部会

- 1) 免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定申請に関すること。

- 2) 「教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）別表第一及び別表第二に規定する教職に関する科目」に関すること。
- 3) 教育実習、養護実習及び介護等体験などの運営に関すること。
- 4) 前3号に掲げるもののほか、教職課程教育全般に関すること。

②入学試験協議会

当会は入学者選抜試験に関して全学的に調整を要する事項を審議するために設置しており、次に掲げる委員をもって組織している。

- 1) 学長
- 2) 副学長
- 3) センター長補佐（AO入試担当）
- 4) 第6条第1項に規定する委員会の委員長（注①参照）
- 5) 第6条第2項に規定する委員会の委員長（注①参照）
- 6) 事務局長

注① 第6条 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部、応用情報科学研究科及び会計研究科（以下「学部等」という。）に、入学試験の実施に関して必要な事項を審議するため、入学試験委員会を置く。
 2 前項に掲げる学部等に、入学試験制度に関して必要な事項を審議するため、入学試験制度委員会を置く。

③全学共通教育について

全学共通教育とは、全ての学部生にとって必要とされる幅広い視野を養うとともに、豊かな人間性の涵養と課題探求能力の向上、国際的なコミュニケーション能力の養成を目的とする教育で、大きくは「グローバル・コミュニケーション科目」「教養科目」「他専攻科目」に分かれる。全学共通教育は、1年次の間、神戸学園都市キャンパスと姫路書写キャンパスの2ヶ所に集約して実施している。

①グローバル・コミュニケーション科目

国際化と情報化の急激な進展な中で求められるコミュニケーション能力の向上を目的として、グローバル・コミュニケーション科目（英語コミュニケーション科目、情報関連科目）を開講している。

1. 英語コミュニケーション科目

実際の用に供することができる英語コミュニケーション能力を養成するため、全ての学部においてオーラル・コミュニケーション、リスニング、リーディング、ライティングの4スキルの総合的向上を図る英語コア科目（6科目）を開講している。これらの授業は1クラス25名程度の少人数クラスで実施することとしており、全ての学生に必ず履修することを求めている。

D. 情報関連科目

全ての学部において、情報機器を単にツールとして使いこなせるだけでなく、情報科学に関する基礎的な理論や仕組みを理解した学生を育成することを目的とし、初級システムアドミニストレーター等の国家資格の取得への対応も視野においていた教育を行っている。

②教養科目

幅広い教養や豊かな人間性を養うとともに、課題探求能力を高めることを目的として、多彩な教養科目を開講している。これらは、文化、社会、自然の諸分野から精選された共通教養科目と社会における現代的かつ発展的な課題を扱う課題別教養科目から構成されるとともに、目的に応じて少人数の基礎演習・基礎ゼミナールを開講している。

③他専攻科目

総合大学としての利点を生かし、学生の多様な関心にこたえるため、各学部が専門基礎科目（専門関連科目）及び専門教育科目の中から、一定のまとまった知識が得られる科目で、他学部生に履修を薦めたい科目を精選し、学生が自らの専攻以外の科目を選択して履修する他専攻科目を開講している。

(4) 遠隔授業システムによる教育について

県立大学は、神戸キャンパス、神戸学園都市キャンパス、姫路書写キャンパス、播磨科学公園都市キャンパス、姫路新在家キャンパス、明石キャンパスという 6 つのキャンパスが県内に配置されており、それぞれのキャンパスには、兵庫情報ハイウェイを利用したネットワークで結合された最新の遠隔授業システムが導入されている。この最新の設備を利用することにより、教養科目の履修において学生の科目選択の幅を広げるとともに、他キャンパスで提供される科目等の履修が可能となっている。

この平成18年度の授業科目、履修人数、実施キャンパス、受講キャンパスの状況は下表のとおりである。

遠隔授業履修人数一覧表（平成18年度）

科目区分	授業科目名	区分	曜日/時間等	学園都市	明石	書写	新在家	播磨	実施キャンパス	受講キャンパス①	受講キャンパス②
全學共通科目（教養科目）	現在経済	前期	月・1	48		55			学園都市	書写	-
	ビジネスアカウンティング	前期	月・5	30		65			書写	学園都市	-
	21世紀の経営問題	前期	月・5	427		17			学園都市	書写	明石
	地球科学	前期	火・1	82		91			書写	学園都市	-
	科学と宗教	前期	水・1	63		72			書写	学園都市	-
	経営学 a	後期	月・1	19		24			学園都市	書写	-
	文化人類学 a	後期	月・1	30		101			書写	学園都市	-
	人間生活と環境	後期	月・5	57		94			書写	学園都市	-
	21世紀の日本経済	後期	月・5	156		16			学園都市	書写	-
	マテリア科学への招待	後期	水・1	109		100			書写	学園都市	-
他専攻科目	倫理学概論	後期	木・2	34		58			学園都市	書写	-
	心理学 b	後期	木・2	81		102			書写	学園都市	-
	華僑・華人論（経済）	前期	月・3	40		75			学園都市	書写	-
	ペチャー経営論 I（経営）	前期	火・2	314		118			学園都市	書写	-
	基礎化学 I（工）	前期	木・1	25		84			書写	学園都市	-
	環境科学概論（環境）	前期	木・5	70			94		新在家	学園都市	-
	経営戦略入門（経営）	後期	月・2	394		8			学園都市	書写	-
	電気電子工学概論（工）	後期	月・2	13		120			書写	学園都市	-
	教育経営論（環境）	後期	木・1	16			48		新在家	学園都市	-
	細胞生理学（理）	後期	金・1	14		188			書写	学園都市	-
教職科目	教育課程論	集中	8/14, 15, 16		48	102		76	明石	書写	播磨科学
	道徳教育論	集中	9/14, 15, 19	47		88		60	学園都市	書写	播磨科学
	学習指導論	集中	9/7, 8, 13	60		79		61	学園都市	書写	播磨科学
	日本国憲法	集中	9/4, 5, 6	36			39	19	新在家	学園都市	播磨科学
	教育システム論	前期	月・6			52	47	62	新在家	書写	播磨科学
	教諭論	前期	月・6	48	2				学園都市	明石	-
	教育原論	前期	火・6	40	5				学園都市	明石	-
	教育システム論	前期	木・6	36	4				学園都市	明石	-
	教育心理学	前期	金・6	41	4				学園都市	明石	-
	教育原論	後期	月・6			56	37	54	新在家	書写	播磨科学
	教諭論	後期	金・6			57	29	52	新在家	書写	播磨科学

学園都市：神戸学園都市キャンパス 書写：姫路書写キャンパス 播磨科学：播磨科学公園都市キャンパス
新在家：姫路新在家キャンパス 明石：明石キャンパス

(5) 教育改革について

全学的な教育改革の取組みとして「学生による授業評価アンケート調査」並びに「公開授業」が実施されている。

① 学生による授業評価アンケート調査

学生による授業評価アンケートは平成16年度前期から実施している。その目的とするところは、学生自身が自分の学習を振り返り、授業に対する姿勢を反省するとともに、教員が学生の率直な意見を聴取し、今後の授業内容及び教育方法の改善に資することである。

実施方法は、非常勤講師を含めた全教員を対象とし、ゼミ、演習を除く全科目において、学生名記名方式で、原則として前期及び後期の最終授業終了時に、学生にアンケート用紙を配り、回答は封印されたまま、大学本部（又は業者）に送られている。アンケートの集計、分析、報告書の作成業務は業者に委託しており、平成18年度の委託金額は2,352千円（1～3年生対象）になっている。評価結果を教員に伝えるのは、成績評価に影響しないよう定期試験の成績の出た後とし、各教員は授業改善の資料にしている。

また、学生へのフィードバックとして、「授業評価アンケートの結果のグラフ」「学生からのコメント」と共に、教員の見解等を記載した「授業評価をうけて」を作成し、学術情報館で学生、教員は閲覧できるようになっている。アンケートの質問項目は各学部共通項目のほか学部独自の項目を4項目設けているが、経営学部は設けていない。アンケート用紙（経済学部用）は次のものである。

実施日：

授業評価アンケート用紙

(3-F)

年度： 2007

学期： 1

前期

神戸学園都市キャンパス

[-]

授業科目名：

担当教員名：

学籍番号：

氏名：

このアンケート調査は、今後の授業内容及び教育方法の改善を目的として実施しますので、真摯な姿勢で答えてください。なお、このアンケートは、成績など評価には一切影響を及ぼすことはありません。また、複数教員による授業については、その平均的な評価を記載してください。

区分	番号	項目	【5段階評価】				
			いいえ	△	はい	(該当する番号を記入してください)	
学生の自己評価について	1	必要な準備(予習・復習)をして授業に臨んだか	1	2	3	4	5
	2	授業に毎回出席したか	1	2	3	4	5
	3	授業に対して真剣に取り組んだか	1	2	3	4	5
	4	学生全体の履修態度は良かったか	1	2	3	4	5
授業内容について	5	履修して良かったか	1	2	3	4	5
	6	シラバスに沿った授業内容であったか	1	2	3	4	5
	7	興味深い内容であったか	1	2	3	4	5
	8	学年のレベルに適した授業であったか	1	2	3	4	5
	9	将来何らかの形で役に立つと思うか	1	2	3	4	5
	10	当該学問分野の知識や考え方方が身についたか	1	2	3	4	5
授業方法について	11	教科書、教材、機材等の利用は効果的であったか	1	2	3	4	5
	12	説明や資料は分かりやすかったか	1	2	3	4	5
	13	学生からの質問に対して適切な対応がなされたか	1	2	3	4	5
教員について	14	授業への取り組みは熱心であったか	1	2	3	4	5
	15	授業時間を作っていたか	1	2	3	4	5
	16	学生へ公平に対応していたか	1	2	3	4	5
学部独自項目	17	大学の授業にふさわしい内容、水準であったか	1	2	3	4	5
	18	授業で扱っていた事柄への関心が高まったか	1	2	3	4	5
	19	授業環境(教室、設備、人数規模等)は良かったか	1	2	3	4	5
	20	アンケートの諸項目はこの授業を評価するのに適切であるか	1	2	3	4	5
自由意見欄 【授業改善につながる ような意見等があれば記載してください】	-	-	-	-	-	-	-

②公開授業

公開授業は他教員の授業を参観し、受講者の立場から授業方法について自らの授業と比較を行い、今後の授業方法の改善に資することを目的に実施している。教育改革部会で公開授業のための共通ルールを決め、各学部でこれに準拠したルールを作成して平成16年度後期から全学で実施している。共通ルールは次のようなものある。

- 1) 複数の教員が学部内において授業を公開すること。
- 2) 公開授業は教員が相互参加することが望ましい。
- 3) 参観する教員は参観される教員に事前に了解を得ておくこと。
- 4) 学生に授業を公開する旨を伝え、事前に了解を得ておくこと。
- 5) 数回公開授業参観後、学部において意見交換会等を実施する。
- 6) その際に公開授業が授業者の授業内容をチェックするのではなく、質の良い授業をするための場として考える。
- 7) 教育改革部会で各学部の結果を取りまとめる。

平成18年度の各学部における公開授業の実施状況は次のとおりであり、年間数回公開授業を行うことを共通ルールとしているにもかかわらず、1科目しか行っていない学部が3学部（看護学部・理学部・環境人間学部）があるほか参加者人数も非常に少ない。

学 部	公開対象授業、参加者数等
経済学部	2科目を対象とし、8名参加
経営学部	5科目を対象とし、延べ12名参加
看護学部	全科目を対象としているが、参加者は2名のみ
工学部	2科目を対象とし、延べ23名参加
理学部	全科目を対象としているが、参加者は1名のみ
環境人間学部	1科目を対象とし、8名参加

各学部の結果取りまとめにおける反省点として次のような意見が出されている。

- ・参加者が少ない。より多くの教員が相互参観することが望まれる。
- ・公開授業そのものは、個の教員の資質の向上に役立つが、仕組みとして実施していくには、大学としての方針や方向性をより明確にしていく必要がある。
- ・学科および各コースの教育目標・学習目標の明確化が必要である。
- ・公開授業の拡大が必要である。
- ・教育成果評価システムを採用することが望ましい。
- ・参加者からの報告がない。

(6) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

総合教育センターに関する第1期中期計画の計画項目は25項目あり、その達成度の自己評価結果はⅢ（順調に実施している）が20項目、Ⅱ（十分に実施できていない）が5項目である。この評価Ⅱの項目は計画No.Ⅱ1(6)、Ⅱ3(6)、Ⅱ3(8)、Ⅱ6(4)、Ⅱ6(6)、であり、その内容は第三. 15. B. (1)③計画を十分に実施できていないと評価された項目 b. 自己点検・評価結果（項目別概要）についての箇所（318頁～322頁）に記載しているので参照されたい。

なお、この主な内容は「・副専攻選択制度の実施に否定的な学部が多く進んでいない。・文部科学省の教育改革プログラムに応募し、先進的な教育改革プログラムの開発・改善に努めているが、採択には至っていない。・学生の各学部等教育改革委員会への参加等は実施に至っていない。・アドミッションオフィスとしてAO入試等を実施する体制として十分とはいえない。・入試における様々なミス防止体制が十分確立していない」というものである。

また、評価Ⅲの項目のうち、相対的にみて重要性が高いと思われるものは、次の4項目である。

評価No.Ⅱ1(3)	英語・情報関連教育の一層の改善を図るため、学生のグローバルテラシ-に係る評価結果に基づき、教育プロ'ラムを再編成する。
評価No.Ⅱ1(7)	教育効果を高めるため、情報通信機器の教育への活用を促進するほか、シラバスの公開や履修登録など「情報通信技術を活用した教育支援システム」の整備に努める。
評価No.Ⅱ3(1)	平成16年度から全科目を対象に、授業内容、授業方法、学生の自己評価などの質問項目を設定した「学生による授業評価」を実施し、授業内容・教育方法の改善と教育研究活動の活性化を図る。
評価No.Ⅱ3(2)	「総合教育センター」が中心となり、教育方法の改善を図るため、授業改善懇談会、教育相互の授業参観制度、教育研修会、FD推進月間等の導入を検討し、全学的なFD(Faculty Development)の推進を図る。

12. 学術総合情報センター

(1) 設置目的と業務

県立大学は下記の表に掲げる学術情報館を一体的に運営して、学術資料の収集、提供等を行うと共に大学の教育、研究等に係る情報化の推進等を行う教育研究施設として、学術総合情報センターを置いている。

名 称	位 置
神戸学術情報館	神戸市中央区東川崎町1丁目
神戸学園都市学術情報館	神戸市西区学園西町8丁目
姫路書写学術情報館	姫路市書写
播磨科学公園都市学術情報館	赤穂郡上郡町光都3丁目
姫路新在家学術情報館	姫路新在家本町1丁目
明石学術情報館	明石市北王子町

学術総合情報センターは、県立大学の教育及び研究に必要な図書及びその他の資料の収集、組織及び保管並びに情報システムの管理運用及び指導等を行うことにより、大学における教育研究に資するとともに、学術情報の地域社会への還元を図り、学術文化の交流及び発展に寄与することを目的としており、その目的を達成するため次の業務を行うと定めている（学術総合情報センター規程第3条）。

- 1) 図書等資料の収集、組織及び保管に関する事。
- 2) 図書等資料の利用者への提供に関する事。
- 3) 図書等資料の相互利用に関する事。
- 4) 大学情報システムの立案導入及び管理に関する事。
- 5) 大学情報システムの安定的な運用及びセキュリティ維持に関する事。
- 6) 最新の情報処理技術及びセキュリティ技術の研究開発及び導入に関する事。
- 7) 独自システムの管理運用に係る助言及び指導に関する事。
- 8) 大学情報システムの利用者研修に関する事。
- 9) インターネット接続に関する事。
- 10) 大学情報システムに係る個人情報の保護に関する事。
- 11) 情報システムに係る研究調査に関する事。
- 12) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事。

(2) 運営体制

当センターにはセンター長（研究・産学連携担当の副学長）、副センター長のほか各学術情報館長（教員の兼務）を置き、事務職員として次のように41名を配属している。

キャンパス	事務職員	技能労務職	非常勤嘱託員	計
神 戸	2		1	3
神戸学園都市	9		4	13
姫 路 書 写	7	1	1	9
播磨科学公園都市	3		2	5
姫 路 新 在 家	3		2	5
明 石	3		3	6
計	27	1	13	41

またセンターの運営に係る重要事項を審議するため、センター運営委員会を設置している。

当運営委員会の委員は次の者で組織している。

- 1) 学術総合情報センター長
- 2) 副センター長
- 3) 各学術情報館長
- 4) 事務局学術総合情報・応用情報課長

上記運営委員会には、図書部会と情報システム部会が設けられている。

(3) 具体的業務内容

当センターの業務は、a. 図書等資料の収集、保管、利用、管理に関する業務と b. 大学情報システムの管理・運用及び指導に関する業務に分けられる。以下それらの業務ごとの平成18年度の主な実績は次のとおりである。

①図書等資料の管理業務

学術情報館図書等資料利用規程、学術情報館図書等資料公開規程が定められており、これら規程に準拠して業務は行なわれている。

- ・電子ジャーナルの導入を順次進めており、平成18年度はエルゼビア社電子ジャーナルを導入した。
- ・平成18年4月より神戸学術情報館で教職員と学生を対象に夜間利用の実施を開始した。
- ・各キャンパスの学術情報館において、地区別図書部会を開催し、計画的、効果的な図書整備を行った（平成18年度の受入冊数14,552冊）。
- ・遠隔授業システムを授業以外に遠隔会議で3回利用した。

②情報システムの管理業務

兵庫県立大学情報ネットワーク管理運用規程、情報処理教育システム管理運用規程が定められており、これら規程に準拠して業務は行なわれている。

なお、情報処理教育システムは、情報教育・専門教育及び研究活動を支援するための教育・研究用システムで、授業等で使用されない時、情報処理実習室等は学生の個人的な自習等の場として開放されている。

- ・平成18年度ネットワーク環境等の充実を図るための方針決定、技術的検討など情報システム部会を1回、業者との打ち合せを5回開催した。
- ・平成18年度に「情報セキュリティポリシー」制定作業を行い、次のものを学術総合情報センター運営委員会で決定し、平成18年11月22日から施行した。
 - 1) 兵庫県立大学情報セキュリティポリシー
 - 2) 情報システム利用のための基本的ガイドライン
 - 3) PC教室・PC利用施設の利用に関するガイドライン
 - 4) パスワードの管理に関するガイドライン
 - 5) 電子メールの利用に関するガイドライン
 - 6) 情報セキュリティ研修・自己啓発ガイドライン
 - 7) 情報セキュリティ維持に関するガイドライン
- ・県立大学附属高等学校の高校生約10名が、国立天文台すばる観測所（ハワイ）に研修に行くに先立ち、18年8月、県立大学理学部において、同学部とすばる観測所を遠隔授業システム（H323システム）でつないで、観測所の概要説明を受けるなど事前研修を行った。

(4) 学術情報館について

① 学術情報館蔵書冊数等（平成19年4月1日現在）

区 分		和書(和雑誌)	洋書(洋雑誌)	合 計
神戸学術情報館	図書	4,633 冊	1,928 冊	6,561 冊
	雑誌	45 種	28 種	73 種
神戸学園都市学術情報館	図書	323,403 冊	171,966 冊	495,369 冊
	雑誌	1,256 種	1,843 種	3,099 種
姫路書写学術情報館	図書	136,254 冊	66,730 冊	202,984 冊
	雑誌	1,506 種	1,316 種	2,822 種
播磨科学公園都市学術情報館	図書	27,731 冊	27,703 冊	55,434 冊
	雑誌	85 種	261 種	346 種
姫路新在家学術情報館	図書	97,420 冊	17,108 冊	114,528 冊
	雑誌	1,831 種	329 種	2,160 種
明石学術情報館	図書	49,207 冊	14,640 冊	63,847 冊
	雑誌	669 種	201 種	870 種
合 计		638,648 冊	300,075 冊	938,723 冊
		5,392 種	3,978 種	9,370 種

②学術情報館の開放

学術情報館が教育・研究上の目的から所蔵している内外の専門図書等を一般に公開することにより県民の文化及び教養の向上に資するため、次の要領で開放している。

開館日時	○ 神戸、神戸学園都市：月曜～金曜 9:00～17:00
	○ 姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石 a 授業のある期間：月曜～金曜 9:00～19:00 b 春・夏・冬の休業期間：月曜～金曜 9:00～17:00
利用方法	○ 神戸、神戸学園都市、明石：閲覧、複写
	○ 姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家：閲覧、複写及び館外貸出 ※館外貸出は18歳以上のみ(15.4.1から開始)

③年間入館者数(平成18年度)

	神戸学園都市 学術情報館			姫路書写 学術情報館			播磨科学公園都市 学術情報館			姫路新在家 学術情報館			明石 学術情報館			神戸 学術情報館		
	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均	開館日数	入館者数	入館者数平均
全 数	285	67,811	237.9	288	185,395	679.0	240	79,577	331.6	238	41,378	173.9	238	55,181	231.9	238	4,615	19.4
平日 9:00～17:00	238	60,439	263.9	288	166,273	698.6	240	68,307	284.6	238	36,994	155.4	238	41,663	175.1	238	4,615	19.4
平日 17:00以降	164	6,021	36.7	163	19,122	117.3	163	11,270	69.1	164	4,384	26.7	166	13,518	81.4	-	-	-
土曜開館時	47	1,351	28.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
閉館後(無人)	-	-	-	365	83	0.1	-	-	-	365	120	0.3	-	-	-	238	68	0.3

※神戸学園都市学術情報館について

注1) 開館日数の全数は平日(9:00～17:00)の日数と土曜日開館時の日数を合したものです。

注2) 全入館者数は、閲覧室の退出ゲートにあるカウント数で、毎月初めの調査記録を合計したものである。

なお、自習室、談話室の利用者数は、統計を取りっていないため表中の数字に含まれていない。

注3) 平日17:00以降及び土曜開館時の入学者数は、特定時刻における滞在者数を記録した「夜間開館日誌」による。

※17時以降の開館時間について、明石学術情報館は17:00～22:00、神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家の学術情報館は17:00～19:00。

学生1人当たり年間入館回数を次表により算出したところ、明石学術情報館が111回で

最も多く利用しており、神戸学園都市学術情報館が33回と最も少ない。神戸学園都市学術情報館は最も蔵書冊数が多いにもかかわらず利用率は低い結果になっている。

	神 戸 学園都市	姫路書写	播磨科学 公園都市	姫 路 新在家	明 石	神 戸
平成 18 年度入館者数 (A)	67,811	185,395	79,577	41,378	55,181	4,615
学 生 数 (B)	2,034	1,910	927	906	499	88
学生1人当たり年間入館回数 (A) / (B)	33	97	86	46	111	52

学生数は平成 19 年 4 月 1 日現在（但し、神戸学園都市については会計研究科の学生は除いている）

(5) 情報システムの概要

兵庫県立大学情報システムは、兵庫情報ハイウェイ（民間保有・県借用）を活用して県内各地にある県立大学のキャンパス・施設を結び、学内の業務運用と教育研究支援を行うための基盤システムとして構築、運用している。

同システムは、①学生情報システム、②図書館システム、③情報処理教育システム、④遠隔授業システムの4つのサブシステムとそれらをつなぐ⑤ネットワークシステムで構成され、県立大学における業務運用と教育研究支援に重要な役割を果たしている。

①学生情報システム

県立大学の全学生の在籍情報、履修情報、成績情報、授業料免除、健康診断等のデータを管理し、進級判定、卒業判定等を行うシステム

②図書館システム

県立大学 6 学術情報館と 1 研究所の蔵書の書誌管理、図書の貸出返却、図書やデータベースの検索、文献複写等及び学術情報館の入退館管理を一体的に行うシステム（なお、図書の発注管理はシステム化しておらず、一部インターネットにより発注）

③情報処理教育システム

県立大学の学生・教職員のネットワークへの ID 認証を行うとともに、学生に対するコンピューターの基礎的な操作・活用方法等の情報リテラシーの習得や、高度な数値計算・統計処理等の研究活動を支援するシステム

④遠隔授業システム

離れた複数キャンパス間で、音声・映像をリアルタイムに伝送して、遠隔授業や遠隔会議を行うシステム

⑤ネットワークシステム

兵庫情報ハイウェイを基幹ネットワークとして、上記の 4 つのシステム及び各キャンパスの教員・院生研究室等の情報機器を接続するシステム

このうち、学生情報システムと遠隔授業システムは学内の閉じたイントラネット回線を、図書館システム、情報処理教育システム、及び各キャンパス内 LAN は学外へ開放されたイ

ンターネット上流接続回線を利用しており、これらのネットワークとシステムが組み合わさつて県立大学全体の情報システムを構成している。

なお、事務における情報システム化の状況は、下記のとおりであり、県が導入しているシステムを活用しているが、大学独自のシステムはない。

組織	業務内容	情報システム化の状況	備考(コメント)
総務課	人事・労務 教職員の福利厚生	△ △	県人事管理システムにより管理 公立学校共済、学校厚生会とはメール交換等
	給与事務 被服貸与事務	○ ×	県給与管理システム 文書処理
	評議会 部局長会議	×	文書処理
	全学規程集 公立大学協会	×	文書処理(対外的なものは、ホームページ公開) 公立大学協会とはメール交換等
企画課	科学研究費補助金	△	文部科学省・日本学術振興会と メール交換(一部、文書送付)
	財産関係 支出事務	○ ○	県庁財務会計システム 同上
	収入事務 備品管理事務	○ △	同上 同上(重要物品のみ)、大学内では、一部PC管理
	公有財産施設管理事務	△	県公有財産管理システム(大学は、手書き報告)

(6) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

学術総合情報センターに関する第1期中期計画の計画項目は10項目であり、その達成度の自己評価結果はⅢ(順調に実施している)が8項目、Ⅱ(十分に実施できていない)が2項目である。評価Ⅱの項目は次の項目である。

評価No.II 5 (5)	各地区それぞれの専門分野に応じた特色ある情報拠点として各地区学術情報館の整備・充実を図る。
評価No.IV 3 (4)	「学術総合情報センター」を中心として、人的支援体制の充実も含めた情報ネットワーク運用体制の整備を図るとともに、ネットワーク環境、情報処理環境及びマネジメント環境の充実に努める。

また評価Ⅲの項目は10項目中8項目と多く、上述(3)具体的業務内容に記載のとおり、学術総合情報センターの業務は積極的に推進されている。なお、評価Ⅲの項目のうち、相対的にみて重要性が高いと思われるものは次の3項目である。

評価No.II 5 (1)	電子ジャーナル等電子コンテンツの充実を図るとともに、雑誌購入の効率化と研究活動の向上を図る。
評価No.II 5 (2)	各学術情報館で分散運用している図書館システムを統合し、総合的な利用者サービスの向上を図る。
評価No.IV 4 (4)	情報セキュリティポリシーを策定し、同ポリシーを確保するために組織及びルールを作り、全学への徹底を図る。

13. 生涯学習交流センター

(1) 設置目的及び業務

大学固有の専門的教育研究資源の活用に視点をおき、社会人のリカレント教育や高度な教養教育等、県民の多様な生涯学習ニーズにこたえるため、その企画立案、学内の総合調整、推進を担う組織として本部に「生涯学習交流センター」を設置している。

当センターは上記目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（生涯学習交流センター規程第2条）。

- 1) 生涯学習の企画立案に関すること。
- 2) 生涯学習に係る総合案内、相談及び広報に関すること。
- 3) 生涯学習に係る自主事業の実施に関すること。
- 4) 生涯学習のコーディネート業務に関すること。
- 5) 生涯学習に係る県民等の交流の支援に関すること。
- 6) 生涯学習の調査研究に関すること。
- 7) 情報の収集・提供に関すること。
- 8) 学内の学部等との連携及び調整に関すること。
- 9) 関係機関との連携・調整業務に関すること。

(2) 運営体制

当センターにはセンター長（副学長）、センター長補佐、事務職員を配属し、センターの運営に係る重要事項について審議するため、生涯学習推進委員会を設置している。当委員会の委員は次の者で組織している。

- 1) センター長
- 2) センター長補佐
- 3) 第8条第1項に規定する委員会の委員長（下記注①参照）
- 4) 経済経営研究所及び地域ケア開発研究所から選出された教員各1名
- 5) 事務局社会貢献課長
- 6) その他センター長が必要と認めた者

注① 第8条 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部、応用情報科学研究科、会計研究科、高度産業科学技術研究所及び自然・環境科学研究所、（以下「学部等」という。）に、当該学部等における生涯学習に関して必要な事項を審議することを目的とする委員会（以下「学部等委員会」という。）を置く。

(3) 事業の概要

主な業務としては、通常の公開講座に加え、但馬、丹波といった地域へのアウトリーチ・プログラムとしての公開講座を積極的に展開している。これら事業の実施は次のようにして行われている。

イ. 計画の策定

- ・全学的視点から公開講座等の種類及び年間スケジュールなどセンターが企画。
- ・全学の生涯学習推進委員会が決定。

ロ. 実施体制

- ・公開講座等の実施は各部局・センターが担当。
- ・各部局は部局公開講座、特別公開講座、アカデミック・ツーリング・プログラムを原則毎年度1つ以上担当。その他の講座は年度毎に担当部局を全学委員会で決定。

ハ. 費用負担

公開講座に要する費用は、受講者から徴収する受講料で賄うことを基本とする。

以下、平成18年度の具体的な実績の主なものは次のとおりである。

①公開講座、特別公開講座等県立大学が主体となって実施する事業(9講座、354名受講)

大学教育等を学内外に開放したり、地域からの要請に応えて講師を派遣している。

講座の名称	実施日(回数)	受講者 (定員)	受講料	開催場所 (講義担当部局)
a. 公開講座				
パソコン教室 初心者向けWebマーケティング とデータ分析入門	8月5日(土)12日 (土)13日(日)(3回)	20名 (20名)	6,700円	神戸学園都市 キャンパス
食文化教室 クローネードとイタリア	8月26日(土)9月2日 (土)4日(月)(3回)	25名 (25名)	6,700円 (保険料・材料費 負担別途1,500 円)	神戸学園都市 キャンパス
スポーツ教室 テニス	9月4日(月)6日(水)8 日(金)11日(月)13日 (水)15日(金)(6回)	36名 (30名)	6,700円 (スポーツ保険料負 担別途1,500 円)	神戸学園都市 キャンパス
GISを通して見る我がま ち・我が地域	9月2日(土)9日(土)16 日(土)(3回)	19名 (40名)	6,700円	神戸キャンパス (応用情報科学研究所)
b. 特別公開講座				
宇宙・地球・人と自然 —その歴史と変遷—	7月1日・8日・15日・22 日・29日土曜日(5回)	40名 (50名)	5,800円	丹波の森公苑 (自然・環境科学研究所)
見えないものを観る、測 る、知る	6月3日・10日・17日 土曜日(3回)	31名 (30名)	4,900円	但馬文教府 (自然・環境科学研究所)
c. 国際セミナー				
看護実績と研究の循環に ついて	9月22日(金)23日(土) (2回)	141名 (400名)	6,700円	明石キャンパス

d. 社会人プロフェッショナルコース				
変化する景観をいかにとらえるかー最新の景観解析から景観法への対応までー	5月9・16・23・30日 6月6・13日 火曜日 (6回)	21名 (20名)	7,600円	神戸キャンパス 自然・環境科学研究所
e. アカデミック・ツーリズム・プログラム				
コウナトリの野生復帰から考える地域の環境保全	11月8日(水)・9日(木)	21名 (40名)	4,900円	神戸キャンパス・ 県立コウナトリの郷公園 自然・環境科学研究所

②他機関との連携等により実施する事業（5講座、183名受講）

i. 大学連携ひょうご講座

県と県内大学等が連携し、様々な分野におけるアカデミックで専門的な大学教育レベルの講座を提供している。

講座の名称		実施日(回数)	受講者(定員)	受講料	開催場所(講義担当部局)
学外科目	日中関係を中心とする東アジアの経済的・社会的な交流と統合をめぐって	9月9日～11月18日 土曜日(祝日除) (10回)	40名 (40名)	12,000円	神戸学習プラザ (経済学部)
	ひょうごの自然・環境十話	5月12日～7月14日 金曜日(10回)	41名 (40名)	12,000円	神戸学習プラザ (自然・環境科学研究所)

j. ひょうごオープンカレッジ

県と県立大学が共同して実施する社会人向け専門講座で大学施設を活用した参加・体験型の講座を提供している。

講座の名称		実施日(回数)	受講者(定員)	受講料	開催場所(講義担当部局)
技術経営(MOT)と事業創造		9月30日・10月7日・14日・21日・28日 土曜日(5回)	24名 (40名)	20,000円	神戸学園都市 キャンパス (経営学部)

k. 神戸学園都市(UNITY:大学共同利用施設)公開講座

神戸研究学園都市にある大学が社会人向けに開講している。

講座の名称		実施日(回数)	受講者(定員)	受講料	開催場所(講義担当部局)
将来の備えとして健康を考えるーできることを今からー		4月8日・15日・22日 5月6日・13日 土曜日(5回)	45名 (80名)	4,200円	UNITY (看護学部)
日本企業の海外進出の経営・経済学		1月27日・2月3日・10日・17日・26日 土曜日(5回)	33名 (80名)	4,200円	UNITY (経営学部)

③知の創造シリーズフォーラム（2回実施、695名受講）

県立大学教員や大学にゆかりのある著名人を講師に迎え、フォーラムを開催し、大学の知的活動の成果を地域に還元している。

講座の名称	実施日	受講者 (定員)	受講料	開催場所 (講義担当部局)
コトノリ羽ばたく ～放鳥から定着への道～	5月24(水)	215名 (200名)	無料	兵庫県公館 (自然・環境科学研究所)
新たな太陽系の姿 ～冥王星は惑星から陥落したのか?～	12月16(土)	480名 (900名)	無料	赤穂文化ホール (自然・環境科学研究所)

④社会人向け履修制度

生涯学習を通じて社会に貢献するための一環として、県立大学では次の制度を設けている。

- Ⅰ. 社会人入学制度(学部・大学院)…社会人のための夜間等の学習制度や特別の入試制度があり、フルタイムの学生として入学する制度
- Ⅱ. 長期履修制度…職業等に従事しながら学習を希望する人々の学習機会を拡大する観点から、修業年限(標準修業年限)を超えて履修を行うことで学位等の取得が可能となる制度
- Ⅲ. 科目等履修制度…学部や大学院で開設されている一又は複数の授業科目をパートタイムで履修する制度で、試験等により評価され合格すれば単位を修得できる制度

(4) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

生涯学習交流センターに関する第1期中期計画の計画項目は次の3項目であり、その達成度の自己評価の結果は次のとおり、十分実施できていないものが1件ある。

計画No.	計画内容	自己評価	推進状況
III1(1)	「生涯学習交流センター」の企画・調整機能を高めつつ、大学の専門的教育・研究資源を活用し、社会人のリート教育や高度な教養教育等県民の多様な生涯学習ニーズに応える。	Ⅲ	各部局の特色を生かした魅力ある生涯学習アゴラを提供している。
III1(2)	各種公開講座や大学の設置されていない地域における公開講座の実施のほか、他大学等との連携により、県民等に広く学習機会を提供する。	Ⅲ	丹波・但馬地域において特別公開講座を実施しているほか、ひょうご大学連携推進機構等との連携による公開講座を提供している。また、広く学習機会を提供するため、平成18年度には知の創造シリーズフォーラムを西播磨地域で実施した。

III(4)	情報技術の進展を踏まえつつ、社会人の高度専門教育への学習ニーズに対応し、多様な学習機会を提供するため、「遠隔授業システム」の活用・拡充による新たな生涯学習事業の推進を検討する。	II	生涯学習事業については、現在、今後の事業展開についての基本的な考え方を議論しており、その中で、遠隔授業システムの活用についても検討する。
--------	--	----	--

自己評価 II 十分実施できていない。

自己評価 III 順調に実施している。

14. 産学連携センター

新たな産業の創出や技術の向上など産業界からの要望は強く、また企業ニーズを踏まえた研究の推進を通して大学の活性化を図るため、平成12年度「産学交流センター」を姫路工業大学に設置し産学交流事業を展開してきたが、平成16年度「産学連携センター」を大学本部に設置し、産学交流センターが担っていた機能を神戸・阪神地域をはじめ全県的に展開することとし、引き続き姫路書写キャンパスには、「姫路産学連携センター」を設置している。

(1) 設置目的及び業務

当センターは、県立大学と産業界を結び、研究協力及び学術交流を積極的に推進するとともに、地域社会に開かれた大学としてその知的資産を地域社会に還元し、社会に貢献することを目的としている。当センターは上記の目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（産学連携センター規程第2条）。

- 1) 産学連携の企画立案に関すること。
- 2) 産学連携に係る総合案内、相談及び広報に関すること。
- 3) 産学連携事業の実施に関すること。
- 4) 産学連携に係るコーディネート業務に関すること。
- 5) 産学連携に係る情報の収集及び提供に関すること。
- 6) 学内の学部等との連携及び調整に関すること。
- 7) 関係機関との連携及び調整に関すること。
- 8) 利益相反に係る対応に関すること。

(2) 運営体制

当センターには、センター長（副学長兼務）、姫路産学連携センター長、事務職員1名、コーディネーター5名を配属し、センターの運営に係る重要事項について審議するため、産学連携センター運営委員会を設置している。当運営委員会の委員は、次の者で組織している。

- 1) センター長
- 2) 姫路産学連携センター長
- 3) 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部及び応用情報科学研究科、会計研究科から選出された教員各1名
- 4) 経済経営研究所、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所及び地域ケア開発研究所から選出された教員各1名
- 5) 事務局社会貢献課長
- 6) その他センター長が必要と認めた者

その他センター長が必要と認めた者としては、県の関連機関との連携を密にするために大学外の機関（(財)新産業創造研究機構、兵庫県立工業技術センター）の方が委員になっている。

(3) 具体的業務内容

県立大学における产学連携は三つの方向で新たな展開を図っている。第一は連携の専門分野を理工系だけでなく経済・経営、看護の分野に広げること、第二は連携する地域を播磨地域から神戸、阪神、さらには全県下に広げること、第三は連携の対象を産業界だけでなく各種団体や地方自治体等に広げることで、产学連携センターの具体的な業務内容は以下のとおりである。

- 1) 全学の研究者データベースの構築と大学ホームページ上での公開（教員および所属する研究室の研究内容を知ることができる）。
- 2) 産学の幅広い連携を目指した大学発のシリーズセミナー「よくわかる研究」の開催。
大学本部（神戸市内）での開催のほか、県立工業技術センター等の他団体との共催や、地域での出前セミナーも行っている。
- 3) 各種団体（工業会、商工会議所等）との産学交流会の開催。その延長として地方自治体や金融機関との産学連携推進にかかる連携協定を締結し、その内容に沿った活動も展開している。
- 4) 企業等からの技術や研究に関する相談・コンサルティングの窓口業務
- 5) 企業等との共同研究等の発掘あるいは斡旋、企画、推進支援
- 6) 国等の大型研究プロジェクトの誘致あるいは獲得支援
- 7) 年度毎の年報の作成

平成18年度产学連携活動として、次のような活動を展開している。

①自治体等との連携活動

- ・姫路市・姫路商工会議所との連携協定に基づき、講演会（1回）、技術相談会（相談件数754）、技術利用研究会（5回）、見学会（1回）を行っている。
- ・宍粟市との連携協定に基づき、講演会（1回）、同市の各種プロジェクト策定委員会（地域情報化計画策定プロジェクト、行政評価システム構築プロジェクト他3件）への参画等行っている。

②金融機関との連携活動

国民生活金融公庫、姫路信用金庫、西兵庫信用金庫、神戸信用金庫、中小企業金融公庫の各金融機関と連携協定等を結び、助成金の受入れ、講演会の開催、研究会の設置等行っている。

③はりま産学交流会との連携活動

技術開発・商品開発・人材開発を推進し、播磨地域産業の活性化に貢献するとともに、新たな事業創出を支援することを目的として設立され、姫路地域を中心とする企業100社以上を会員に持つ「はりま産学交流会」と姫路工業大学時から10年以上にわたり産学連携活動を行ってきており、18年度は以下のような連携活動を行っている。

講演会（2回）、事業化研究会（2回）、研究発表会（1回）、産学意見交換会（1回）、視察研修会（1回）、産学パートナーズシップ事業（県立大学教員が研究発表し、会員企業が関心を持った研究テーマに助成金を提供する。）（1回）

④C A S T クラブとの連携活動

西播磨地区における新産業の創出を促進するため、当該地域の研究開発型の企業により設立された「C A S T クラブ」と連携し、県立大学教員を講師として、会員企業のニーズに即した講演会4回を開催している。

⑤関係機関との連携活動内容

平成18年度は以下のような連携活動を実施している。

関係機関	連携活動内容
兵庫県	新たな産学官連携に係る政策提言のための意見交換会 2回
阪神北県民局	相談会（技術相談対応及び産学連携センターの紹介） 1回
兵庫県立工業技術センター	研究成果発表会 1回、講演会 1回
(財) 兵庫県環境リサイクルセンター	研究会（ひょうごエコタウン推進会議パワマス利用技術研究会）
(財) ひょうご科学技術協会	講演会 1回（ものづくりの復権）
(財) ひょうご産業活性化センター	講演会 1回（中小企業支援ネットひょうごフォーム）
ニューメディア推進協議会	事業報告会 1回
東播磨ものづくり交流会	事業報告会 1回
兵庫県工業技術振興協議会	交流会 1回
21世紀播磨科学技術フォーラム	講演会 2回（食品の機能性開発と応用ほか）
播磨産業懇話会	講演会、交流会 2回 研究室訪問見学会 1回
(財) 新産業創造研究機構	兵庫県ビジネスイノベーション事業研究会 2回
経済産業省	中核人材育成事業実証講義 1回
近畿経済産業局	知的財産セミナー、意見交換会、研究結果報告 シンポジウム（ものづくり人材育成） 各1回
神戸市	神戸リソースネットワーク事業企業訪問 1回
姫路市	政策研究費事業の成果報告会 1回
西宮市、西宮商工会議所	西宮産学官民連携交流会の研究発表会 2回
(財) 尼崎地域・産業活性化機構	事業計画協議 1回、研究発表会 1回
加古川商工会議所	加古川市環境保全研究会環境セミナー 1回
西脇商工会議所	姫路書写キャンパス訪問見学会 1回
相生商工会議所	講演会（産学連携センターの紹介） 1回
龍野商工会議所	地域密着型創業・経営革新推進事業推進委員会 6回 起業化スクール・ビジネスプラン発表会コンテスト 1回

養父市・養父市商工会	産学連携説明会 1回
篠山商工会	北摂・丹波ものづくりセミナー展示相談会 1回
(財)兵庫工業会	CAD 設計講座 1回、パネルディスカッションコーディネーター 1回
中小企業家同友会	シボジウムパネラー 1回
元町まちづくり協議会	元町商店街の再生に向けた懇談会 1回
科学技術交流財団	先端技術講演会 1回

⑥産業界との共同研究及び受託研究の企画及び推進

県立大学は地域社会への貢献を重要な使命としており、地域産業発展のために産学連携に関する制度として、次の制度を設けている。これらの業務遂行のためセンター事務局に研究企画あるいは技術移転コーディネーター5名（神戸キャンパス3名 姫路書写キャンパス2名）を配置している。

区分	内 容
共同研究	企業等から研究者や研究経費等を受け入れて、大学教員と企業等の研究者が対等の立場で共通の課題について研究を行う。
受託研究	企業等から研究費を受け入れ、委託された課題について研究を行う。
研究助成	本学における教育及び学術研究への助成を目的とした寄附金を受けている。
寄附講座・寄附研究分野	企業等からの奨学を目的とする寄附金により、寄附講座又は寄附研究分野を設置することができる。
技術相談	技術相談事項について対応するとともに、必要に応じて関連する専門分野の教員を紹介する。
研修員制度	企業等から派遣された研究員を、指導・援助する研修員制度がある。
研究機器・装置の活用	共同研究を実施する過程において、本学の機器・装置を活用することができる。

(4) インキュベーションセンター

平成19年2月、産業界からのニーズに対応した共同研究の推進や大学発ベンチャーをはじめとする新規起業への支援を行う施設として「インキュベーションセンター」を姫路書写キャンパス内に開設した。

当センターは、鉄筋コンクリート造4階建、延床面積1,496m²で研究室19室を設けており、民間企業は県立大学との共同研究を通じて、研究室スペースを利用することができる。大学が持つ技術シーズと企業等のニーズを組み合せ、新製品や新技术の開発につながる研究を開していく拠点となる施設である。

民間企業が当センターを利用する条件は、①共同研究員の派遣を伴う共同研究を実施する場合（共同研究員受入に伴う経費負担として、1人当たり年420千円必要）と②大学のシーズを活用した大学発ベンチャー企業の支援を目的とする共同研究を実施する場合（この場合に限り、共同研究員の派遣を伴わない利用も可）である。平成19年12月末現在、既に19室が利用されている。

(5) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

産学連携センターに関する第1期中期計画の計画項目は15項目であり、その達成度の自己評価結果は、IV（上回って実施している）が1項目、III（順調に実施している）が13項目、II（十分に実施できていない）が1項目である。

評価IVの項目は計画No.III2(8)「産業界との研究交流を促進し、その研究成果を用いて次世代の産業の芽を創生するため、産学連携共同実験棟を整備する。」で、姫路書写キャンパス内にインキュベーションセンターを建設し、平成19年2月から供用を開始したことによりIV評価している。

評価IIの項目は、I4(5)「寄附講座制度を活用し、企業等からの奨学寄附金による教育・研究の活性化を図る。」で、寄附講座の設置は高度産業科学技術研究所において1件のみであることによりII評価としている。

また、評価IIIの項目は15項目中13項目と多く、前述の③具体的業務内容に記載のとおり、産学連携は積極的に推進されている。

なお、評価IIIの項目のうち相対的にみて重要性が高いと思われるものは次の4項目である。

評価No.I1(4)	兵庫県の有する地域特性と高度な研究基盤を生かし、学術的にも社会的にも要請されている学際領域に対応した研究、県民のニーズや地域社会の課題に対処する研究に取り組むとともに、産学連携を強化し、特に新産業創造に資する研究を推進する。
評価No.I4(4)	「産学連携センター」に産業界との交流を推進するコーディネーターを配置するなど体制を強化し、本学の研究活動状況を積極的に情報発信することにより、さらなる外部資金の受入を推進する。
評価No.III2(1)	「産学連携センター」及び「姫路産学連携センター」の企画・調整機能を高め、大学と産業界との交流を推進し、地域社会に開かれた大学としてその有する研究結果を地域に還元するとともに、教育・研究の活性化を図る。
評価No.III2(6)	大学の研究活動や研究成果に関する情報をデータベース化するとともに、積極的に情報を発信し、産業界等との共同研究その他の産学連携活動を促進する。

15. 国際交流センター

(1) 設置目的及び業務

県立大学では、世界水準の優れた研究や教育を進めていく上で、国際的な学術交流は重要であるため、国際交流に係る企画立案、総合的推進及び総合調整を行い、大学の国際交流の推進を図ることを目的に国際交流センターを設置している。当センターは上記目的を達成するため、次の業務を行うと定めている（国際交流センター規程第2条）。

- 1) 国際交流の企画立案に関すること。
- 2) 国際交流に係る総合案内、相談及び広報に関すること。
- 3) 学術交流協定の締結、更新、変更及び終結に関すること。
- 4) 国際交流に係る支援に関すること。
- 5) 国際交流に係る学内、関係機関等との連携及び調整に関すること。
- 6) 前各号に掲げるもののほか、全学的な国際交流に関すること。

(2) 運営体制

当センターには、センター長（副学長）、センター長補佐、事務職員、国際交流相談員を配属し、センターの運営に係る重要事項について審議するため、国際交流推進委員会を設置している。当国際交流推進委員会の委員は、次の者で組織している。

- 1) センター長
- 2) センター長補佐
- 3) 第8条第1項に規定する委員会の委員長（下記注①参照）
- 4) 地域ケア開発研究所から選出された教員1名
- 5) 事務局社会貢献課長
- 6) その他センター長が必要と認めた者

注① 第8条 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部、応用情報科学研究科、会計研究科、高度産業科学技術研究所及び自然・環境科学研究所、（以下「学部等」という。）に、当該学部等における国際交流に関して必要な事項を審議することを目的とする委員会（以下「学部等委員会」という。）を置く。

(3) 事業の概要

① 留学生の受入れ

1. 事業の概要

留学生の受入れは、諸外国との国際理解・友好を深めるとともに、世界的な視野に立つて活躍できる人材養成にも資するなど、重要な意義をもつものである。

県立大学においても、本格的な国際化時代を迎え、積極的に留学生を受け入れるとともに、留学生に対する教育指導体制の整備充実を図るなど、世界に開かれた大学としての役割を果たすよう努めている。

② 在学状況調

(平成19年5月1日現在、単位：人)

(留学生の国別内訳)

国 名	兵庫県立大学					神戸商科大学					合計	
	学部生	修士	博士	科目等 履修生等	計	学部生	修士	博士	科目等 履修生等	計		
中 国	72	35	20	12	139	2		1		3	142	
韓 国		2	3	2	7						7	
台 湾	1		2		3						3	
パンダティッシュ		3	4		7						7	
その他11カ国	4	3	2	5	14						14	
合 計	77	43	31		19	170	2	0	1	0	3	173
	151						3					

(留学生のキャンパス別内訳)

キャンパス	人 数
神 戸	15
神 戸 学 園 都 市	124
姫 路 書 写	6
播 磨 科 学 公 園 都 市	11
姫 路 新 在 家	13
明 石	4
計	173

※国費留学生…兵庫県立大学11人（神戸学園都市キャンパス4人、播磨科学公園都市キャンパス7人）

※大学間国際交流規定に基づく交換留学生（平成18年度）…受入れ15人

(神戸学園都市キャンパス4人、姫路書写キャンパス3人、播磨科学公園都市キャンパス2人、姫路新在家キャンパス6人)

(参考) 派遣 5人

(神戸学園都市キャンパス3人、播磨科学公園都市キャンパス1人、姫路新在家キャンパス1人)

②国際交流協定の締結状況（平成18年5月1日現在）

1. 事業の概要

旧3大学で培ってきた学術交流・学生交流のネットワークを背景に本学では、現在、大学間協定は海外10カ国の14大学・教育機関、1研究所、部局間協定は海外6カ国7

大学と学術交流協定を締結し、学術交流をはじめ教員交流、交換留学生の派遣・受入等の国際交流事業を推進している。

四、学術交流協定締結状況（各大学と直近に締結した内容）

(大学間協定)

国名	大学名	締結年月日	主な協定内容	協定締結時大学
中 国	暨南大学	平成 17年 10月 13日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
	海南師範学院	平成 12年 5月 22日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学
	蘇州大学	平成 18年 5月 22日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
韓 国	東亜大学校	平成 17年 10月 28日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
タ イ	チュラロンコン大学	平成 19年 12月 6日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
	スラリ-工科大学	平成 19年 10月 16日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
オーストラリア	カーテン工科大学	平成 18年 12月 19日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
カ ナ ダ	サスカചュン大学	平成 12年 7月 19日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学
アメリカ	エバーグリーン州立大学	平成 19年 12月 5日	・共同研究、情報交換及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立大学
	ワシントン大学	平成 7年 9月 28日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学
		平成 15年 11月 4日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	兵庫県立看護大学
ブラジル	パラ連邦技術教育センター	平成 14年 5月 29日	・学生交流	姫路工業大学
	ロンドリーナ州立大学	平成 14年 6月 18日	・学生交流	姫路工業大学
フランス	ブロゴ-ニ大学	平成 13年 12月 28日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学
ドイツ	カールスルーエ研究センター	平成 17年 8月 29日	・共同プロジェクトの実施 ・技術情報及び専門知識の交換、科学者と技術者の技術向上 ・大学院学生の交換	兵庫県立大学
ルーマニア	ヤシ工科大学	平成 15年 6月 2日	・共同研究及び教員、学生交流 ・シンポジウムの開催及び学術情報の交換等	姫路工業大学

(部局間協定)

国名	大学等名	締結年月日	主な協定内容	協定締結学部等
中 国	中南大学 看護学部	平成 18年 3月 39日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部
	香港理工大学 看護学部	平成 19年 5月 23日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部・ 地域開発研究所

韓国	韓国赤十字看護大学	平成 19年 1月 10日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部
インド	インド工科大学 マドゥラス研究部	平成 17年 5月 31日	・学生交流	物質理学研究科
インドネシア	バタヴィア大学 医学部	平成 19年 4月 4日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部・ 地域開発研究所
アメリカ	ペンシルベニア大学 看護学部	平成 19年 6月 8日	・共同研究及び教員、学生交流 ・研究成果、学術資料及び学術情報の交換等	看護学部
イタリア	パリ大学医学部	平成 18年 5月 22日	・学生交流	生命理学研究科

③学術交流

1. 事業の概要

学術の国際交流は、教育や研究が本来的に国際性を有することからの内在的要請であると同時に、国際化時代における社会的要請もある。

このような見地から、県立大学において国際交流事業の1つとして、外国の大学との学術交流を積極的に推進している。

神戸学園都市キャンパスにおいては、昭和54年度から姉妹校であるアメリカ合衆国ワシントン州のエバーグリーン州立大学と、昭和60年度から中華人民共和国広東省の暨南大学と、それぞれ教員交換を中心とした学術交流を行っている。

2. 実績及び実施計画

エバーグリーン州立大学との交流

区分	エバーグリーン州立大学			兵庫県立大学		
	派遣教員	期間	講義内容等	派遣教員	期間	講義内容等
第25回	リーラー教授	17.4 ～17.7	「米国経済」	経済学部 教授 田平 正典	17.8 ～18.3	「Asian Culture and Art」
第26回	ハサ・メイヤーナップ教授	18.4 ～18.7	「米国の国際関係」	経営学部 助教授 森谷 義哉	18.8 ～19.3	「コンピュータと数字を用いた統計的手法の環境データへの適用」
第27回	スザン・フィクス教授	19.4 ～19.7	「日米の広告比較」	経済学部 准教授 アラン・ブレザン	19.8 ～20.3	「America Abroad (アメリカ研究)」

暨南大学との交流

区分	暨南大学			兵庫県立大学		
	派遣教員	期間	講義内容等	派遣教員	期間	講義内容等
第21回	吳立广教授	17.10 ～17.12	「国際投資-中国における経験-」	経営学部 教授 末延 崇生	17.10 ～17.12	「日本文化について」

第22回	陳海権助教授	18.10 ~18.12	「中国流通論」	経営学部 教授 江川 育志	18.10 ~18.12	「国際経済学」
第23回	陳戒傑講師	19.10 ~19.12	「中国 アーリビジ权論」	経営学部 教授 田島 哲也	19.9 ~19.9	「グローバル経済」

④学生交流

1. 事業の概要

学生の交流は、相互の大学の実情及び社会・経済・生活・文化の諸事情をより深く理解し、もって国際的な友好親善関係を発展させていくうえで非常に重要なものである。

神戸学園都市キャンパスにおいては、昭和61年度から暨南大学と、昭和63年度からはエバーグリーン州立大学とそれぞれ交換留学を行っている。

2. 実績及び実施計画

暨南大学との交流

区分	交換留学の方法	期 間	人員
第8回	兵庫県立大学生を暨南大学へ派遣	17.9~18.8(1年間)	1人
		17.9~18.7(11月間)	1人
	暨南大学生を兵庫県立大学に受け入れ	17.10~18.9(1年間)	2人
第9回	兵庫県立大学生を暨南大学へ派遣	18.9~19.8(1年間)	2人
	暨南大学生を兵庫県立大学に受け入れ	18.10~19.9(1年間)	2人
第10回	兵庫県立大学生を暨南大学へ派遣	19.9~20.8(1年間)	1人
	暨南大学生を兵庫県立大学に受け入れ	19.10~20.9(1年間)	2人

エバーグリーン州立大学との交流

区分	交換留学の方法	期 間	人員
第25回	エバーグリーン州立大学生を兵庫県立大学に受け入れ	17.4~18.3(1年間)	2人
第26回	兵庫県立大学生をエバーグリーン州立大学へ派遣	17.9~18.7(11月間)	1人
第27回	エバーグリーン州立大学生を兵庫県立大学に受け入れ	18.4~19.3(1年間)	1人
		18.4~18.10(7月間)	1人
第28回	兵庫県立大学生をエバーグリーン州立大学へ派遣	18.9~19.6(10月間)	1人
第29回	エバーグリーン州立大学生を兵庫県立大学に受け入れ	19.4~20.3(1年間)	1人
第30回	兵庫県立大学生をエバーグリーン州立大学へ派遣	19.9~20.8(1年間)	2人

⑤短期語学研修

イ. 第13回カーティン工科大学研修訪問団

・趣旨・目的

本学の学術交流協定大学であるカーティン工科大学へ学生の訪問団を派遣し、カーティン工科大学の学生・教員との交流、授業参加、専門学科訪問を通じて、両大学間の国際交流を推進する。

また5週間の英語研修プログラムを受講するとともに、ホームステイ滞在を通じて国際感覚・理解を深め、さらに日豪親善に貢献することを目的とする。

・訪問日程 2007年8月22日(水)～9月29日(土)

ロ. 第2回暨南大学交流研修訪問団(※平成18年度は、参加希望者が3名と少数のため中止)

ハ. 第1回ワシントン州夏期講座(※平成18年度は、参加希望者が7名と少数のため中止)

ニ. 第1回蘇州大学交流研修訪問団

・趣旨・目的

本学の学術交流協定大学である蘇州大学へ学生の訪問団を派遣し、蘇州大学の学生・留学生・教員との交流、授業参加、専門学科訪問等を通して、両大学間の国際交流を推進する。

また3週間の海外教育学院での中国語研修プログラムの受講と学生宿舎での生活を通して国際感覚・国際相互理解を深め、さらに日中親善に貢献することを目的とする。

・訪問日程 2007年9月4日(火)～9月23日(日)

⑥外国人留学生交流事業

留学生間の親睦を図るとともに、兵庫県の産業等を知る機会をもつことを目的として、

兵庫県5地区に分け、毎年1地区を訪問する。

年度	時期	地区	内 容	参加者等計
H16	8/2	但馬	県北部農業技術センター等見学	42人
	11/12	県外	奈良県 東大寺・法隆寺等見学	49人
H17	8/4	西播磨	ヒガシマル醤油工場、揖保乃糸資料館そうめんの里等見学	33人
	11/11	県外	奈良国立博物館・明日香村等見学	39人
H18	8/4	丹波	鳳鳴酒造ほろ酔い城下蔵、丹波伝統工芸公園立杭陶の郷等見学	35人
	11/10	県外	京都府 嵐山(天龍寺)・嵯峨野、宇治、平等院鳳凰堂等見学	46人

⑦国際交流相談員の巡回相談

業務

Ⅰ. 県立大学留学生の相談対応窓口業務（日本語と英語のみ）

- ・留学生の学内生活に係る相談業務（奨学金の情報提供や生活習慣の違いによる相談等）
- ・留学生が大学に提出する各種届出に係る留学生と関係課職員の補助業務

Ⅱ. 県立大学留学生の交流企画業務

- ・外国人留学生交流事業（県立大学留学生による県内旅行：例年8月実施）

Ⅲ. その他

- ・留学生ガイドブックの作成（県立大学）

(4) 第1期中期計画とその達成度の自己評価

国際交流センターに関する第1期中期計画の計画項目は12項目あり、その達成度の自己評価結果は、Ⅲ（順調に実施している）が10項目、Ⅱ（十分に実施できていない）が2項目である。この評価Ⅱの2項目は次のものである。

評価No.Ⅲ3(3)	学術交流協定を締結している海外大学等と遠隔授業システムを利用した授業連携等を推進するなど、交流事業の多様化を図る。
評価No.Ⅲ3(7)	国際競争力の強化やグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、日本人学生の海外留学を推進する。

また、評価Ⅲの項目は12項目中10項目と多く、上記(3)事業の概要に記載のとおり、国際交流は積極的に推進されている。なお、評価Ⅲの項目のうち、相対的にみて重要性が高いと思われるものは次の2項目である。

評価No.I2(4)	海外研究者との情報交換や提携大学との研究拠点形成を図るなど、国際共同研究に積極的に取り組む。
評価No.Ⅲ3(1)	「国際交流センター」と各部局が連携し、国際的な学術交流、教員交流、学生交流、留学生の受入等を促進することにより、本学の国際化を推進し、教育研究の活性化と水準の向上を図るとともに、知的国際貢献に寄与する。

第三 監査結果（指摘事項及び意見）

1. 収納事務に関する事項

兵庫県立大学における神戸学園都市、姫路書写、播磨科学公園都市、姫路新在家、明石、高度産業科学技術研究所の各キャンパスの主要な収入項目につき、直近3年間の推移をとり、異常な増減がある場合にはその内容を検討し、また平成18年度の収入については、収入の概要（必要な場合には事務手続）を把握し、主として合規性（必要な場合には経済性、効率性、有効性）の観点から必要と考える監査手続を実施した。また、その結果を監査結果、意見としてまとめた。以下、大学の主要な収入項目である財産使用料、大学授業料、研究料、大学公開講座受講料、大学入学料、大学入学考查料、外国人留学生教育委託費、教職員住宅賃貸料、延滞金、県立大学研究調査受託費収入、県立大学外部研究等資金受入金、雑入についてみてゆく。なお、後援会収入については、大学の収入としては計上されていないが、大学と密接な関係があることから、関係のある範囲において、取上げることとした。

A. 財産使用料

(1) 概要

財産使用料収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	390	335	396
姫路書写	625	684	836
播磨科学公園都市	518	537	510
姫路新在家	559	651	670
明石	75	243	250
高度産業科学技術研究所	-	-	-

財産使用料は、行政財産に係る使用料であり、「地方自治法第238条の4第7項」の規程に基づき使用が許可され、「使用料及び手数料徴収条例」に基づき徴収されるものである。なお、この使用料は、「行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の減免について」（昭和57年3月26日付財50号）により10の使用区分に分けられ、50%、70%、100%の減免率が適用されている。

(2) 監査手続

財産明細表を入手し各キャンパスより任意に2件抽出し、行政財産使用許可書に基づき各財産が使用されているか、また、財務規則に則り適正な調定手続きがなされているかに

つき検証した。また、行政財産使用許可に係る使用減免がなされているものについては、減免の妥当性（適用する法令等の条項及び理由）に付き検証した。

(3) 監査結果

各キャンパスにおける取引について検討した結果、各財産は行政財産使用許可書に基づき使用されており、また、財務規則に則り適正な調定手続きがなされていることを確認した。また、行政財産使用許可に係る使用減免がなされているものについては、減免の妥当性（適用する法令等の条項及び理由）につき、問題は認められなかった。

B. 大学授業料

(1) 概要

大学授業料収入の直近3年間の推移 (単位:千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	1,005,076	1,018,445	993,174
姫路書写	970,529	981,303	986,955
播磨科学公園都市	447,978	453,408	460,837
姫路新在家	430,661	447,090	454,202
明石	248,534	255,308	251,512
高度産業科学技術研究所	-	-	-

大学授業料には、「兵庫県立学校授業料等徴収条例」に基づき、兵庫県立大学の学部、大学院、科目等履修生、聴講生、研究生に対する授業料が、計上されている。各々の授業料の額は、次の通りである。

(単位:円)

種別	授業料
学部	年額 535,800
大学院	年額 535,800
科目等履修生	1単位 14,800
聴講生	1単位 14,800
研究生	月額 29,700

この授業料についての主要な取り扱いルールとして、以下のものを挙げることができる。

- ①休学した者については、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月）から復学する日の属する月の前月までの月数相当額の授業料は、免除されることとされている。

- ②「兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則」、「県立大学の授業料等の免除等に関する取扱要領」、「授業料の免除等の審査基準」において、一定の条件を充たす者について授業料の額の全部又は一部を免除することができる旨が定められている。また、免除の額(科目履修生及び聴講生並びに研究生の授業料の免除は除く)については総額につき枠が設けられており、平成18年度においては、授業料収入予定額の8.5%に相当する額の範囲内とされている。
- ③「県立大学の授業料等の徴収に関する取扱要領」において、学年中途に退学した場合、退学月の翌月以降に係る授業料の額は、調定を減額し、既に徴収した額が過納となる場合は過納額を還付するものとされている。
- ④授業料の徴収は、前期(4月から9月まで)、後期(10月から翌3月まで)各々の徴収期限が4月30日、10月31日と定められている。納期限までに完納しない者に対し、「財務規則」第41条に基づき、20日以内にその者に対し、10日以内の期限を指定して督促状により督促することとされている。また、「財務規則の運用について」第3-9督促により、納期限までに完納しない者に対して督促をした場合には、「税外徴収金の滞納金の徴収に関する条例」第3条により滞納金を徴することが定められている。

(2) 監査手続

授業料にかかる事務手続きが適正になされているか、各キャンパスにつき以下の点について検証した。

- ①授業料算定資料を入手し前期授業料に関し、4月初めの在籍人員、控除人員(休学者)につき学務課作成の在籍異動月報と照合し、その後の人数の変動(退学、休学、授業料免除)についても学務課、総務課作成の関係帳票と照合し、授業料収入が適正に計上されているかの検証(網羅性の検証)をした。また、一部の退学者、休学者につき授業料の返還が適正になされているか検証した。
- ②授業料免除者のうち全額免除者、半額免除者につき「兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則」、「県立大学の授業料等の徴収に関する取り扱い要領」、「県立大学の授業料等の免除等に関する取扱要領」に則り適性に執行されているか、「免除決定者一覧」を入手し、各キャンパス4名につき申請書、添付書類の確認、判定書、本部よりの決定通知書の閲覧、関連帳票との照合を行い、検証した。また、授業料の全部又は一部を免除することのできる総枠が定められていることから、総枠である「総額等」(「兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則」第2条)の妥当性についても検証した。
- ③平成18年4月末の収納未済一覧表を入手し、納期限までに入金していないものに対し、財務規則第41条に基づく適切な督促(納期限までに完納しない者があるときは、20

日以内にその者に対し、10日以内の期限を指定して督促状により督促することとされている)が行われ、その後入金するまでのフォローがなされているか、検証した。

(3) 監査結果

①授業料収入の網羅性について

「授業料算定資料」(総務課作成資料)と在籍異動月報、またその後の人数の変動(退学、休学、授業料免除)については学務課、総務課作成の関係帳票と照合した結果、一部調整が必要なキャンパスもあったが、授業料が網羅的に計上されていることについては、いずれのキャンパスも問題は認められなかった。なお、明石キャンパスについては、在籍異動月報は利用されていなかった為、学務課作成の学生名簿と照合した。

②授業料免除について

授業料免除者のうち全額免除者、半額免除者につき免除決定者一覧を入手し、申請書、添付書類の確認、判定書、本部よりの決定通知書の閲覧、関連帳票との照合を行った結果、神戸学園都市キャンパスにおいて判定書が残されておらず、担当者が交代していることもあり、確認できなかつたことを除き、特段問題となる事項は認められなかつた。また、授業料の全部又は一部を免除する総額等(「兵庫県立大学の授業料等の免除等に関する規則」第2条)の妥当性については、本部で作成している授業料の全部又は一部の免除総括表を検討した結果、授業料徴収予定額に対する免除額の割合は6.53%と県が定めた割合8.5%以内であり、問題事項は認められなかつた。

③授業料未済分の督促について

平成18年4月末の収納未済一覧表を入手し、納期限(平成18年4月30日)までに入金していないものに対し、財務規則第41条に基づく適切な督促が行われ、その後入金するまでのフォローがなされているか、検証した。その結果、各キャンパスにより管理の仕方は一様ではなかつたが、規定に従い督促状を出し、督促状を出した以後においても入金のない先については、個別にメモ等を作成するなど、その後のフォローもなされていることを確認した。

なお、平成18年度の授業料の納付状況を示すと、以下の通りであり、出納閉鎖期限までの納付率は100%となっている。

(単位：千円、%)

キャンパス名	調定額	納期内納付		納期後納付	
		納付額	納付率	納付額	納付率
神戸学園都市	993,174	958,315	96.5	34,858	3.5
姫路書写	986,955	959,316	97.2	27,638	2.8
播磨科学公園都市	460,837	440,834	95.7	20,003	4.3
姫路新在家	454,202	440,093	96.9	14,109	3.1
明石	251,511	239,500	95.2	12,010	4.8
合計	3,146,681	3,038,061	96.5	108,620	3.5

④学生情報システムの利用上の不満について（意見）

学生情報システムよりアウトプットされる在籍異動月報については、明石キャンパスにおいては月次では利用されていない（年度末においては、在籍者の情報を別途入力されている）。明石キャンパスにおいて、この在籍異動月報が利用されていないのは、1) 以前はこの在籍異動月報そのものが求められていたが、現在では求められないこと、2) このシステムを利用しても学年別のデータが取れず別途資料を作成する必要があり、使い勝手があまりよくないこと、3) 明石キャンパスは看護学部のみであり人数も少ない為パソコンを利用してハンドで集計するほうが却って分かりやすいこと、とのことであった。また全般的に言えることであるが、授業料の各担当者は、手書きの管理台帳を作成したり、調定決定書をコピーしたり、何らかの手作業で授業料の管理をおこなっている。しかしながら、このような利用のされ方では、多額の費用（学生情報システム全体の総リース料 289 百万円）をかけ作成したシステムの本来の目的が達成されているとは言えず、経済性、効率性、有効性の観点からは問題があるものと考える。システム構築に際し、ユーザの要望を十分に配慮して構築する必要がある。

⑤未収管理の統一的取扱いについて（意見）

督促の基本的な考え方は規則等において明らかにされ、また、督促状の様式も作成されているが、個人別に督促等の管理をする必要のある者については、各キャンパス毎に担当者の工夫により行なわれているのが現状である。これは、兵庫県立大学学則第32条では授業料等の納付を怠り、督促をしてもなお納付がない場合には、除籍されることになっている為、単に未収管理だけの問題ではなく、個別管理がおこなわれているものと思われる。また、現在例えば、播磨科学公園都市キャンパスにおいては、姫路工業大学の学生と県立大学の学生が共存しており、姫路工業大学の学生に対しては督促状発送後一定期間経過した者に対し、保証人宛に催告書を送付しているが、県立大学生に関しては発送していない。これは、姫路工業大学学則、及び授業料取扱内規により催告書の発送が求められているのに対し、県立大学の規則等においては、催

告書を発送する根拠となるものがないことによる。このように、各キャンパス、属する大学、担当者等により、未収管理の状況に差異があるが、県立大学としてどのように管理するのが、最も効率的であるかを考え、未収管理に関する統一的な取扱を検討されてはいかがであろうか。

C. 研究料

(1) 概要

研究料収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	-	-	-
姫路書写	840	1,260	420
播磨科学公園都市	-	-	-
姫路新在家	-	-	-
明石	-	-	-
高度産業科学技術研究所	12,600	13,860	13,440

研究料は、兵庫県立学校授業料等徴収条例第3条の4において規定され、共同研究のために民間企業等から派遣される研究員の研究料であり、年額420千円と定められている。共同研究費と同様、外部資金的な性格を有するものと考えられる。

当該研究料については、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」が定められており、申請から研究の完了報告までの手続き、また特許に係る権利の取扱い等が定められている。

(2) 監査手続

高度産業科学技術研究所における平成18年度の取引の内、金額上位2件について、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づき、共同研究申請書、共同研究受入決定通知書、共同研究契約書、共同研究完了報告書が作成されているか、書類相互間に整合性はあるか、につき検証した。

(3) 監査結果

高度産業科学技術研究所における金額上位2件については、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づき、共同研究申請書、共同研究受入決定通知書、共同研究契約書、共同研究完了報告書が作成されており、書類相互間にも整合性が認められ、問題は認められなかった。

D. 大学公開講座受講料

(1) 概要

大学公開講座受講料収入の直近3年間の推移 (単位:千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	569	864	542
姫路書写	827	577	-
播磨科学公園都市	-	-	-
姫路新在家	-	-	-
明石	916	958	945
高度産業科学技術研究所			

大学公開講座は、各キャンパス等の意向に基づき生涯学習交流センターによる全学的な視点から企画・計画され、生涯学習推進委員会の決定に基づき、キャンパスの教授等が講師となり開講されている。インターネット、新聞等により募集され、往復はがき等により申し込みを受け付けるが、収入に関するフローは各キャンパスにより多少異なる面があるものの、概ね以下の通りである。

- ①案内書を送付するときに申込用紙を添付しており、申込時に、直接現金持参か現金書留（または、郵便為替）により送られてくる。これに基づき、受講者の名簿が作成され、決裁がとられ調定がなされる。
- ②現金の入手により即日又は翌日に現金払込書が作成され、兵庫県の口座のある公金取扱銀行に持ち込まれるが、現金（郵便為替）を受領した後銀行に振り込まれるまでの間、現金出納簿に記入され受払残の管理がなされる。ただし、現金は、5万円に達するまでは、最高5日分を取りまとめて払い込むことができるとされている。

(2) 監査手続

神戸学園都市キャンパス、明石キャンパスについて、平成18年度の任意の特定月につき、以下の手続きをおこなった。

現金（郵便為替）入手時に即納書（複写式の領収書は、返送されるか研修会当日に本人に渡されるとのこと）が発行されるため、現金出納簿の入金額について、即納書と照合し、銀行への払い込み額との整合性を検証した。また、即納書については、連続性（網羅性）を確認すると共に、即納書の管理状況についても検証した。

(3) 監査結果

両キャンパスとも現金出納簿の入金額については、即納書金額と一致し、銀行への払い込み額との整合性についても問題はなかった。

なお、以下の点が指摘される。

①即納書用紙の管理について（意見）

即納書の連続性（網羅性）については問題なかったが、50枚綴りの冊数の管理は両キャンパスともなされていなかった。即納書は領収書と一体となっているものであり、不正防止の観点からも消耗品出納簿で受払管理することが必要と考えられる。

また、神戸学園都市キャンパスについては、即納書は会計年度ごとに別冊とされてはいたが、未使用部分について打抜き（1/3程度裁断）されていなかった。ルールに従い打抜きを実行しておく必要がある。

②公開講座受講料の見直しについて（意見）

神戸学園都市及び明石キャンパスにおける公開講座（各キャンパス任意に1件抽出）に係る収入と支出を対応させた収支決算を示すと、次の通りである。

（単位：人、千円）

項目	神戸学園都市キャンパス 食文化教室	明石キャンパス 国際セミナー
収入	25人 167千円	141人 944千円
支出	143	1,283
収支	23	△339

公開講座受講料については、「兵庫県立学校授業料等徵収条例」第4条において、大学の公開講座受講料の額は、4,900円とする。ただし、当該公開講座の時間数が5時間を超える場合には、4,900円にその5時間を超える時間5時間（5時間未満の端数があるときは、これを5時間とする）ごとに900円を加算した額と定められており、民間の同種の講座と比較すると低めに設定していると考えられる。地域住民の生涯学習に対する支援という意味合い、また講座の内容にもよるが、受講者は特定の県民を対象として実施されるものであることを考慮すると、公開講座に必要な直接経費（資料代、講師代等）は回収することのできる水準に、公開講座の受講料を設定することが必要と考える。

E. 大学入学料

(1) 概要

大学入学料収入の直近3年間の推移 (単位:千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	171,061	176,983	184,653
姫路書写	161,642	162,234	163,644
播磨科学公園都市	88,773	93,003	85,220
姫路新在家	82,682	80,962	81,328
明石	47,827	44,753	46,163
高度産業科学技術研究所	85	-	-

入学料は兵庫県立学校授業料等徴収条例第2条に基づき、入学に際し徴収される。金額については、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者及び学部から引き続き当大学の大学院に入学する者には、甲欄(282千円)が適用され、その他のものには、乙欄(423千円)が適用される。入学料は、合格通知と共に送付された一連の入学書類の中にある整理票(領収書とセット)と共に現金(郵便為替)で送られてくるが、整理票は入金の証憑として、また、領収書は先方に返送される。現金(郵便為替)の入手により調定が行われるが、以後は公開講座と同様の手続きにより兵庫県の公金取扱銀行の口座に振込まれる。

(2) 監査手続

大学入学料にかかる事務手続きが適正になされているか、各キャンパスにつき以下の点について検証した。

- ①総務課が作成した入学料算定資料を入手し、志願者数、受験者数、合格者数等が記載されている学務課作成の大学入学者選抜実施状況等と照合し、入学料収入が網羅的に計上されているか、検証した。
- ②また、甲欄適用者については、一部抜き取りで入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者及び学部から引き続き当大学の大学院に入学する者に該当するか否か、住民票記載事項証明書の住民となった年月日を確認することにより検証した。

(3) 監査結果

①入学料算定資料の内部チェックについて(意見)

入学料算定資料を入手し、学務課作成の大学入学者選抜実施状況等と照合した結果、辞退者等の調整後の人数は一致し、入学料収入の網羅性につき問題は認められなかつ

た。しかしながら、この検証作業については、比較的少人数のところは、容易に調整できたものの、調整に手間取るキャンパスがあったのも事実である。総務課作成資料と学務課作成資料の整合性を確認することで入学料に関する誤り、不正等の防止に一定の効果が期待されることから、担当者以外の上席者が、整合性のあることをモニターすることは必要であると考える。また、学務課作成の資料については、名称、様式が各キャンパスで少しづつ異なっており、統一しておくことが管理上望ましいものと思われる。

②甲欄適用者の適否について

一部抜き取りで甲欄適用者について、入学の日の1年前から引き続き兵庫県内に住所を有する者又はその配偶者若しくは1親等の親族である者及び学部から引き続き当大学の大学院に入学する者に該当するか否か検証した結果、問題は認められなかった。

F. 大学入学考查料

(1) 概要

大学入学考查料収入の直近3年間の推移 (単位:千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	33,057	35,162	39,195
姫路書写	27,287	25,103	29,572
播磨科学公園都市	38,120	35,745	37,200
姫路新在家	14,869	18,786	18,352
明石	9,768	9,751	10,266
高度産業科学技術研究所	-	-	-

入学考查料は兵庫県立学校授業料等徴収条例第2条に基づき、入学考查を受けるに際し学部は17千円、大学院は30千円徴収されるが、2段階選抜(AO入試)の場合は、第1段階目の選抜(出願書類等による選抜)に係る額は4千円、第2段階目の選抜(学力検査その他による選抜)に係る額は13千円とされている。

(2) 監査手続

入学考查料にかかる事務手続きが適正になされているか、各キャンパスにつき以下の点につき検証した。

①大学入学考查料算定資料を入手し、学務課作成の大学入学者選抜実施状況等と照合し、

入学考查料収入が網羅的に計上されているか、検証した。

②²段階選抜（AO入試）については、入試の申込み時に、第1段階目、第2段階目の合計額17千円の入学考査料を徴収するため、第1段階目の考査で不合格となった受験者に対し、第2段階目の考査料13千円が返還されているか、検証した。

(3) 監査結果

①入学考査料算定資料の内部チェックについて（意見）

大学入学考査料算定資料を入手し、学務課作成の大学入学者選抜実施状況等と照合した結果、両資料の人数は一致しており、入学料収入の網羅性につき問題は認められなかった。なお、大学入学料と同様、この検証作業については、総務課作成資料と学務課作成資料の整合性を確認することで考査料に関する誤り、不正等の防止に一定の効果が期待されることから、担当者以外の上席者が、整合性のあることをモニターすることは必要であると考える。また、学務課作成の資料については、名称、様式が各キャンパスで少しずつ異なっており、統一しておくことが管理上望ましいものと思われる。

②段階選抜における返還金の適否について

段階選抜（AO入試）の第1段階目の考査で不合格となった受験者に対し、第2段階目の考査料13千円が返還されているか検証した結果、問題は認められなかった。

G. 外国人留学生教育委託費

(1) 概要

外国人留学生教育委託費収入の直近3年間の推移 (単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	1,562	2,596	2,143
姫路書写	-	-	-
播磨科学公園都市	523	1,524	1,071
姫路・新在家	-	-	-
明石	-	-	-
高度産業科学技術研究所	-	-	-

外国人留学生については大きく国費留学生と私費留学生に分けることができるが、このうち国費留学生は、さらに大使館推薦、国内採用、大学推薦の3つに区分される。この3区分における留学生の教育費をどこが負担するかについては、次の通りである。

区分	教育費負担
大使館推薦	入学検定料、入学料、及び授業料等は文科省負担
国内採用	入学検定料及び入学料は本人負担、授業料等は文科省負担
大学推薦	入学検定料、入学料、及び授業料等は大学負担

外国人留学生教育委託費は、国費留学生のうち大使館推薦及び国内採用による留学生の文科省による教育費負担額を収入として計上しているものである。

(2) 監査手続

平成18年度の神戸学園都市、播磨科学公園都市両キャンパスの外国人留学生教育委託費につき、以下の手続きを実施した。

- ①収入に計上されている国費外国人留学生教育費内訳を入手し、外国人留学生が国費留学生であるか否かにつき、国内採用による国費留学生については文科省からの通知（国内採用による国費留学生判定結果一覧）と照合し、また、大使館推薦による国費外国人留学生については、文科省からの受入れ依頼（大使館推薦による国費外国人留学生一覧）と照合した。
- ②学務課作成の外国人留学生受け入れ状況を査閲し、収入に計上されるべき国費外国人留学生が全て収入に計上されているか、網羅性の検証をおこなった。

(3) 監査結果

①関係資料の整合性について

収入に計上されている国費外国人留学生教育費内訳を入手し、外国人留学生が国費留学生であるか否かにつき、国内採用による国費留学生については文科省からの通知（国内採用による国費留学生判定結果一覧）と照合した結果、また、大使館推薦による国費外国人留学生については、文科省からの受入れ依頼（大使館推薦による国費外国人留学生一覧）と照合した結果、両資料は一致しており、問題は認められなかった。

②収入の網羅性について

外国人留学生担当課作成の外国人留学生受け入れ状況を査閲した結果、収入に計上されるべき国費外国人留学生が網羅的に収入に計上されていることを確認した。

H. 教職員住宅賃貸料

(1) 概要

教職員住宅賃貸料収入の直近3年間の推移 (単位:千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	6,675	6,551	6,283
姫路書写	7,065	6,561	6,434
播磨科学公園都市	4,965	4,799	4,273
姫路新在家	2,257	2,502	2,143
明石	5,991	5,577	5,674
高度産業科学技術研究所	-	-	-

県立大学では、職員に住宅を賃貸し、この収入を教職員住宅賃貸料として計上している。

なお、この賃貸は、「大学教職員住宅管理規則」及び「大学教職員住宅管理要綱」に則り賃貸されているものである。

(2) 監査手続

教職員住宅賃貸料にかかる事務手続きが適正になされているか、各キャンパスにつき以下の点につき検証した。

- ①教職員住宅賃料の明細を入手し、平成18年3月分に付き調定決定書と照合すると共に、調定書添付の教職員住宅使用料明細の金額と「大学教職員住宅管理要綱」の住宅区分ごとの入居料月額、駐車料使用料月額と照合
- ②平成18年度に入居者がいるキャンパスについては任意に2名抽出し、教職員住宅入居申込書、教職員住宅入居許可書、譲書（入居の許可を受けた者が知事に提出する誓約書）を閲覧し、「大学教職員住宅管理規則」、「大学教職員住宅管理要綱」に則り入居手続きが適正になされているか、検証した。
- ③平成18年度に退去者がいるキャンパスについては任意に1名抽出し退去届、教職員住宅明渡し検査項目等退去に伴う一連の書類を閲覧し、適正に退去に伴う検査がおこなわれているか、退去者が「大学教職員住宅管理要綱」に基づき適性に費用を負担しているかにつき、検証した。

(3) 監査結果

①入居料月額等の適否について

教職員住宅賃料の明細を入手し、平成18年3月分に付き調定決定書と照合すると共に、調定書添付の教職員住宅使用料明細の金額と「大学教職員住宅管理要綱」の住宅

区分ごとの入居料月額、駐車料使用料月額と照合した結果は、一致しており問題は認められなかった。

②入居手続の適否について

平成18年度に入居者がいるキャンパスについては任意に2名抽出し、教職員住宅入居申込書、教職員住宅入居許可書、譲書（入居の許可を受けた者が知事に提出する誓約書）を閲覧し、「大学教職員住宅管理規則」、「大学教職員住宅管理要綱」に則り入居手続きが適正になされているか検証した結果は、特に問題は認められなかった。

③退去手続の適否について

平成18年度に退去者がいるキャンパスについて任意に1名抽出し退去届、教職員住宅明渡し検査項目等退去に伴う一連の書類を閲覧し、適正に退去に伴う検査がおこなわれているか、また、退去者が「大学教職員住宅管理要綱」に基づき適正に費用を負担しているかにつき、検証した結果、一部書類の不備が認められるところはあった（神戸学園都市キャンパス、姫路新在家キャンパス、明石キャンパスにおいては、検査を行い必要な補修を退去者にしてもらっているものの検査が適正に行われたかを示す検査項目等のチェック表等が残されていなかった）が、実質的には問題はないものと認められた。

I. 延滞金

(1) 概要

延滞金収入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	727	644	757
姫路書写	88	165	198
播磨科学公園都市	26	61	66
姫路新在家	63	58	62
明石	3	19	42
高度産業科学技術研究所	-	-	-

「地方自治法第231条の3」（督促、滞納処分等）を受け、「財務規則第41条」において分担金、使用料、手数料及び過料に係る歳入を納期限までに完納しない者に対して督促をした場合には、「税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例第3条」の規定により、延滞金を徴することが語られている。延滞金収入は、授業料に関し納期限までに完納しなかつた者に対して督促をしたことにより、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、未納入の金額に一定率を乗じ徴収したものである。

(2) 監査手続

平成18年度の各キャンパスにおける延滞金につき、「財務規則第41条」、「税外徴収金の延滞金の徴収に関する条例第3条」に則り、適正に延滞金が算定され調定されているか、検証した。

(3) 監査結果

各キャンパスとも、下記事項を除き、適正に算定され計上されているものと認められた。

① 延滞金算定誤りの再発防止について（意見）

明石キャンパスにおいては、平成18年度の内部監査において、延滞金の算定誤りが2件指摘されていた。決算上は修正され問題はないが、誤りの原因を究明し、再発防止策を講じておく必要がある。

J. 県立大学研究調査受託費収入

(1) 概要

研究調査受託費収入の直近3年間の推移 (単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	1,502	1,530	4,688
姫路書写	44,209	44,449	65,455
播磨科学公園都市	49,808	42,215	57,117
姫路新在家	16,776	24,246	19,700
明石	-	-	-
高度産業科学技術研究所	(注) 234,496	90,605	63,376
合 計	346,792	203,045	210,336

(注) 大口の受託研究（大阪大学122百万円）があったことによる。

県立大学研究調査受託費収入は、企業等の学外から委託を受けて行う研究、試験、試作等に関し、研究支援者等の賃金又は報償費、旅費、消耗品費等の当該研究遂行に直接必要な経費（直接経費という）、及び直接経費以外に必要となる間接経費を委託者が負担する場合の直接経費部分である。なお、間接経費部分は、「K. 県立大学外部研究等資金受入金③受託研究間接費」として計上されている。

当該受託研究については、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」が定められており、申請から研究の完了報告までの手続き、また特許に係る権利の取扱い等が定められている。

(2) 監査手続

平成18年度の取引の内、各キャンパス金額上位2件について、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」に基づき、委託研究申請書、研究等受託承認申請書、研究受託承認書、受託研究契約書、受託研究完了報告書が作成されているか、書類相互間の整合性につき検証した。

(3) 監査結果

上記手続を実施した結果、受託研究は、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」に基づき、必要な書類が作成され、また、書類相互間の整合性についても特段の問題は認められなかつた。

K. 県立大学外部研究等資金受入金

(1) 概要

外部研究等資金受入収入の直近3年間の推移 (単位:千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	4,847	1,000	2,934
姫路書写	118,871	131,539	142,553
播磨科学公園都市			68,868
姫路新在家	9,890	16,512	20,620
明石	7,314	15,222	33,085
高度産業科学技術研究所	120,548	104,622	112,636
合計	261,470	252,187	380,696

外部研究等資金受入金は、研究に関し外部より受け入れた資金であるが、主な内訳としては研究助成金、共同研究直接経費、受託研究間接経費、科学研究費補助金の間接経費がある。

①研究助成金は、「兵庫県立大学研究助成金等取扱要綱」において、教育及び学術研究に使用されることを目的とする助成金であり、受託金を含まないものとされている。また、教育研究に支障があると認められるもの、また、学術研究の結果生じた権利を助成申出者に譲与または使用させること等を条件とした助成は、受けすることはできないとされている。手続きとしては、助成申込書を学長に提出し、学長が適当と認めたものに付き承認が与えられる。助成金は、一般会計の歳入予算に計上し収入され、知事は助成金相当額を一般会計の歳出予算を通じ兵庫県立大学学術奨励会に交付し、学術奨励会が研究助成金の当初の目的に従い各研究者に支給すると共に、研究助成交付金の管理を行っている。

②共同研究直接経費は、共同研究の相手方から研究者及び研究経費、又は研究経費を受け入れて、大学の教員と共同研究の相手方研究者が対等の立場で共通の課題について

共同して行う研究に関し、共同研究の相手方が、共同研究遂行の為に、特に必要となる旅費、消耗品費、使用料等の直接経費を負担する場合のその負担金である。

当該共同研究については、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」が定められており、申請から研究の完了報告までの手続き、また特許に係る権利の取扱い等が定められている。

③受託研究間接経費は、「兵庫県立大学受託研究取扱要領」において、明確には定められてはいない。しかしながら、同要領第4条2項において、「委託者は受託研究遂行のために特に必要となる旅費、消耗品費、使用料、備品購入費、光熱水料等の経費を負担するものとし、大学はその7%を大学の運営に要する経費に充当するものとする」旨定められており、会計的な解釈としては、この金額が受託研究間接経費と考えられる。しかし、大学の解釈としては、「大学の運営に要する経費」に充当するものは、大学本部で使用する経費を意味し、概念的には受託研究間接経費とは異なることであり、契約上間接経費とされるものを、ここで言う受託研究間接経費として計上することとしている。また、同要領第17条において、国の機関又は独立行政法人等が公募する事業に申請し採択され受託研究を行う場合において、経費の取り扱いが当要領と異なる内容の規定又は契約条項が指定されたときは、その規定を優先させることができるものとされている。

④科学研究費補助金の間接経費は、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究者代表および研究分担者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するものとして交付されるものである。間接経費は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに使用するのが原則であるが、やむを得ない事由により直接経費を翌年度に使用することが認められた場合には、これと連動して間接経費を翌年度に使用することも認められている。

(2) 監査手続

①研究助成金

研究助成金は、助成申込書を学長に提出し、学長が適当と認めたものに付き承認（助成金受入承認書）が与えられることから、助成金の明細より各キャンパスとも任意に2件抽出し、助成申込書と助成金受入承認書の査閲を行い、助成金の内容、金額の確認を行った。なお、助成金申込書の提出が困難なものについては、助成申込みの内容が確認できる交付決定書等と照合した。また、研究助成金については、助成金相当額を一般会計の歳出予算を通じ兵庫県立大学学術奨励会に交付し、学術奨励会が研究助成金の当初の目的に従い各研究者に支給すると共に、研究助成交付金の管理を行っていることから、

一部のキャンパス(神戸学園都市、姫路新在家)について学術奨励会の事務の管理状況につき聴取した。

②共同研究直接経費

平成18年度の取引の内、各キャンパス金額上位2件について、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づき、共同研究申請書、共同研究受入決定通知書、共同研究契約書、共同研究完了報告書が作成されているか、また書類相互間の整合性につき検証した。

③受託研究間接経費

「J. 県立大学研究調査受託費収入」において検証することとした各キャンパス2件につき、契約上の間接経費が計上されているか、検証した。

④科学研究費補助金の間接経費

平成18年度の取引のうち各キャンパス共任意に2件抽出し、科学研究費補助金交付決定通知書と照合した。

(3) 監査結果

①研究助成金について

各キャンパスとも任意に2件抽出し、助成申込書と助成金受入承認書の査閲を行った結果、また助成金申込書の提出が困難なものについては、助成申込みの内容が確認できる交付決定書等と照合した結果は、特に問題となる事項はなかった。

②県立大学学術奨励会の預金残高管理について（意見）

学術奨励会が研究助成金の当初の目的に従い各研究者に支給すると共に、研究助成交付金の管理を行っていることから、管理状況につき聴取した結果については、以下の点が指摘される。

(姫路新在家キャンパス)

・日常の管理帳票としては1ヶ月単位で作成している多桁式の支払額一覧（記載項目：支払日、教員名、企業名、経費名、金額、経費形態別支払額累計及び支払累計額）、助成金出納計算書（教員毎の経費形態別の支払明細及び助成金残高）はあるが、預金の残高を示す帳票（一般的に言えば出納帳）が作成されておらず、残高の管理がなされているとは言い難い。多桁式の支払額一覧が作成されていることから、これに期首残高欄及び支払後の残高欄を設けることにより、記帳後の残高が常に明示され残高管理ができると考えられるため、残高欄を設けておくことが必要と考える。平成19年3月末残高は15,953千円と多額にあり、不正防止の観点から日常的な残高管理を行う意味は十分にあると考える。

(神戸学園都市)

・神戸学園都市キャンパスについては、平成18年度の助成金受入額はなく前年度繰越額が1件のみであったため、1ヶ月単位で作成される交付金出納計算書（教員毎の経費形態別の払出額及び助成金の受入額、及び残高欄が設けられている計算書）がそのまま神戸学園都市キャンパスの預金残高となる為、残高管理はなされていると考えられるが、受け入れ助成金の件数が増えた場合には、上記と同様の問題が生ずる惧れがあり、留意しておく必要がある。

③共同研究直接経費について

平成18年度の取引の内、各キャンパス金額上位2件について、「兵庫県立大学共同研究取扱要領」に基づき、共同研究申請書、共同研究受入決定通知書、共同研究契約書、共同研究完了報告書が作成されているか、書類相互間の整合性につき検討した結果、問題となる事項は認められなかった。

④受託研究間接経費について

「J. 県立大学研究調査受託費収入」において検証することとした2件につき、契約内容を検証した結果、契約書等により間接経費としての金額が明示されているもののみ計上されていることを確認した。

⑤科学研究費補助金の間接経費について

任意に2件抽出した取引については、科学研究費補助金交付決定通知書と一致しており、問題は認められなかった。

L. 雑入

(1) 概要

雑入の直近3年間の推移

(単位：千円)

キャンパス名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
神戸学園都市	8,711	7,825	8,334
姫路書写	8,518	8,021	8,092
播磨科学公園都市	16,632	23,977	11,977
姫路新在家	1,257	1,214	1,124
明石	1,482	1,594	1,999
高度産業科学技術研究所	133	196	165

雑入勘定には、上記の勘定以外のものが含まれるが、各キャンパス共通のものとしては雇用保険料個人負担金、行政財産の目的外使用に係る水道光熱費（高度産業科学技術研究所を除く）が金額的にはおおきなウェイトを占めている。

兵庫県立大学において唯一学生寮を持つキャンパスである播磨科学公園都市の学生寮費もこの雑入の中に含まれている。同キャンパスの内訳を見ると、以下の通りである。

(単位：千円)

項目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
学生寮費(注1)	4,282	9,000	9,038
水道光熱費	12,174	14,787	(注2) 2,729
雇用保険料	176	175	210
その他	0	15	0
合 計	16,632	23,977	11,977

(注1) 学生寮は西播磨学生寮(A、B棟)、西播磨学生寮(C棟)、黎明寮の3つがあるが、学生寮費収入として計上されているのは前2者の寮についてのみである。黎明寮は、本来県立大学付属高校の寮であるが、県立大学が一部の階を寮として利用させてもらっているものである。このため、寮費収入は県立大学付属高校において計上されている。

(注2) 西播磨学生寮に係る光熱水道費及び生協ガス料金の支払い方法につき、寮生負担分、生協負担分を大学の収入を通さず直接支払う方法に変更したため、同額収入が減少したものである。

(2) 監査手続

雑収入については、播磨科学公園都市キャンパスにおける学生寮費(収入)について、管理状況を含めその妥当性について検証した。

(3) 監査結果

播磨科学公園都市キャンパスにおける学生寮の徴収方法については、兵庫県立大学規程第48号「西播磨学生寮規程」第10条及び「兵庫県立大学西播磨学生寮管理要綱」第7条において、納入通知書により指定する期日(毎月末日)までに納付しなければならない旨規定されている。

この規程に基づいた実際の徴収方法は、毎月の入金事務、未収管理に手間がかかるところから、寮費及び入居者負担金(電気、ガス、水道の使用料(共用部分も含む)等)を概算で半年分程先に学生寮運営協議会の名のもとに徴収し、その中から、県立大学として徴収すべき金額を毎月県の口座に振替、調定することとしている。半年間で徴収している1人当たりの金額は、西播磨学生寮A棟、B棟(A、B合計120名)及び黎明寮は75千円(265名)、同C棟(100名)は90千円である。このため、県の歳入としては延滞もなく適切に収入すべき日に寮費は徴収され調定されており、問題はないといふ。

しかしながら、寮費等を徴収し管理している学生寮運営協議会の実質の運営主体は播磨科学公園都市キャンパス総務課の事務担当者であり、寮費の管理は実質的には大学の総務

課で行っているといえる。従って、学生寮運営協議会の名の下におこなっている管理活動に対しても大学に責任はないとはいえないものと考えられる。

このため、総務課の担当者に寮費等の管理状況につき聴取し、帳票等を査閲したところ、以下の問題点が指摘される。

①前受金の受払管理について（意見）

前受けしている寮費等については精算が必要となる。この為には、受払管理簿（出納帳）の作成が必要と考えられる。しかしながら、精算時には、領収書等の証憑、預金通帳を基に寮費・光熱水費等出納明細が作成されているものの、日々の受払、残高が分かる出納帳は作成されていない。現金、預金については、不正等のリスクが高い科目であり日々の受払管理をしておくと共に、担当者以外のチェックがかかる仕組みを作つておく必要がある。なお、監査時点では、従来の管理方法では問題が多いとの認識から、出金については支出決定書が作成され、総務課長、事務部次長、部長の承認が取られるようになっており、確認することができた。また、出納帳の作成も検討されているとのことであった。

②寮費の負担額の見直しについて（意見）

播磨科学公園都市キャンパスにおける学生寮費は月額一人 3,000 円（西播磨学生寮A棟、B棟、黎明寮）、及び 4,000 円（同C棟）となっている（兵庫県立大学西播磨学生寮管理要綱）。C棟の寮費が高いのは、最近建設された寮であり、トイレ、ユニットバスの付いた個室となっていることによる。しかしながら、寮に入居できず、民間の物件を賃借する場合、家賃はかなり高額（兵庫県立大学 学生生活実態調査 調査結果概要（平成 18 年 12 月）によると、自宅通学以外の学生の住居家賃については、大学院生の約半数が 4 万円以下ではあるが、学部学生の約 6 割が 4 万円から 6 万円との結果となっている）になり、入寮者との差は大きいものとなっている。

また、平成 18 年度の学生寮に係る直接経費は、下記の通りであり、学生寮費に対する入居者負担率は 37% と大幅に収入を下回っている。

(学生寮に係る直接経費)

単位：千円)

項目	金額
人 件 費	7,662
光 熱 水 費	15,261
修 繕 費	629
自家用電気工作物の保安委託費	192
植栽維持管理委託費	104
エレベータ保守委託費	378
汚 水 清 掃 費	147
消 耗 品 費	28
費 用 計 (A)	24,401
学生寮費収入 (B)	9,037
(B) / (A)	37%

費用としては、直接経費以外に減価償却費、間接経費等もかかっておりこれらを考慮すると実費補償の観点からは寮費の設定基準を検討する必要があると思われる。なお、学生寮の入寮倍率は、平成17年度、18年度各々1.5倍、1.36倍である。

③前受金徵収額の見直しについて（意見）

徵収した寮費等は、9月までの退寮者を除き翌年の7月～8月にかけ年に1度精算されるが、精算される金額が平成18年度では、A、B両棟3,926千円（1人当たり平均32千円）、C棟7,305千円（1人当たり平均60千円）、黎明寮10,886千円（1人当たり平均41千円）と多額になっている。これは、徵収漏れが発生しないようにとかなりの余裕を持って徵収していることによるとのことであった。また、平成19年3月末時点での預金残高は、翌年度の寮費等も入金されることから、60百万円と多額になっており、盜難、不正が発生した場合のリスクも大きくなっている。徵収不足が生じた場合の手続きを考えると、余裕を持たせた金額を前受けするのも一理あると思われるが、現状の管理体制、金額の大きさからみると、前受金として徵収する金額を相当額減額することが望ましいものと考える。

M. 後援会収入

(1) 概要

兵庫県立大学は、神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を平成16年4月に統合し設置された大学である為、後援会は現在も旧大学ごとに兵庫県立大学姫路後援会、兵庫県立大学神商会後援会、兵庫県立大学明石後援会として組織され運営されている。

その概況は次表のとおりである。

項目	兵庫県立大学 姫路後援会	兵庫県立大学 神商会後援会	兵庫県立大学 明石後援会
目的	大学（学部、学科）の運営に必要な援助を行う	学生生活に充実、大学（学部）運営に必要な援助をする	大学（学部）の運営に協力援助を行い、もつて教育研究の発展に寄与する
事務局	事務嘱託2名	事務職員1名	学務課1名が兼務
入会金	12千円	12千円	12千円
会費	36千円	36千円	36千円
その他徴収金	大学拡充費10千円 実験実習費12千円	一	学生活動充実費22千円

(2) 監査手続

本来後援会は、法律的にも組織的にも県立大学とは別個のものであり、包括外部監査の対象とはなりえないものであるが、後援会の目的が大学の運営に必要な援助を行うことを主たる目的としていること、後援会費の徴収を入学金と同時に徴収するなど大学の運営と一緒にして行われている面があることから、後援会活動について包括外部監査の視点から問題となる事項はないかヒヤリングを行った。

(3) 監査結果

兵庫県立大学姫路後援会に関して、姫路書写キャンパスにおいては、事務嘱託員2名（事務長、事務吏員）を置き、兵庫県立大学姫路後援会会則に則り、事務嘱託員が姫路後援会の会務、会計事務を行っている。後援会としての収入は、上表の通り入会金、後援会会費、大学拡充費、実験実習費からなり学生1人当り総額70千円が入学時に徴収される。このうち実験実習費については、旧姫路工業大学の他のキャンパス（播磨科学公園都市キャンパス、姫路新在家キャンパス）に学生数等を基準に配分され、各キャンパスでの実験の為の諸費用、学会での発表の為の交通費等に使用されている。しかしながら、播磨科学公園都市キャンパス、姫路新在家キャンパス、においては、事務嘱託員がいない為、上記実験実習費の支給事務を県立大学の総務課が下記事務を代行して行っているのが現状である。

- ・総務課長が実験実習費受入れ銀行口座（普通預金通帳）の名義人となり資金を受け入れている。
- ・受入実習費は学生数等一定の基準で各教授に配分され執行されるものと、実験実習費要求書により申請し、学部長等を構成員とする予算委員会の承認に基づき執行されるものがあるが、いずれにしても、資金が大学の総務課において管理されていることから、大学の収入、支出に出てくるものではないが、管理責任は発生しているものと考えられ、管理状況について、確認した。
その結果以下の点が指摘される。

①現預金残高の管理の必要性について（意見）

総務課担当者により、パソコンにより「実習実験費出納簿」が作成されているが、この出納簿は経費区分別多桁式の費用の計上明細であり、受払残の様式にはなっていない。この為、帳簿上現金・預金残が把握できず現金・預金の管理帳としては、適切なものとはいえない。日々の残高が帳簿上明らかになるような様式の出納簿を作成する必要がある。また、総務課長は、この出納簿の内容を確認すると共に、少なくとも1ヶ月に1度は、この帳簿残高と預金通帳の残高が一致していることを確認をしておく必要があると思われる。

2. 教育研究活動に関する事項

(1) 研究費の内容について

県立大学の研究費は県の会計上歳出に計上される研究費と歳出に計上されない研究費に区分され、前者は内部資金と外部資金に区分される。各々の平成18年度の内容は次のとおりであり、合計額は1,971百万円になっている。

区分		件数	金額	内 容
歳出に計上される研究費	内部資金	教員割当研究費	578,113	教員及び学生当校費の約60%が教員分で、職階に応じて配分される。
		特別教育研究助成金 (研究費) (海外での学会・調査費)	89 (89) (6,590)	学長裁量(競争的配分) 学長・副学長の審査を経て、採用決定
		小計	669,703	
	外部資金	共同研究費	142,928	他大学や企業等からの共同研究
		受託研究費	247,550	企業等からの受託研究
		寄附講座	15,000	企業等から受けた寄附講座
		研究助成金	145,370	企業からの研究寄附金及び財団等の競争的研究資金
		小計	550,848	
		計	1,220,551	
研究費に計上されない歳出	外部資金	科学研究費補助金	469,748	文部科学省の競争的研究資金
		21世紀COE補助金	230,307	同 上
		NEDO助成金等	51,260	経済産業省の競争的研究資金
		計	751,315	
		合計	638	1,971,866

外部資金のうち科学研究費補助金等が歳入・歳出に計上されないのは、研究代表者個人に対する補助金と位置づけされているためである。ただ、これら補助金のうち間接経費に充当すべき部分は県立大学の運営に要する経費に充当するため県立大学の歳入に計上されている。

(2) 研究に関する規程等について

研究に関する規程等として、県立大学では次のものを定めている。

- 1) 兵庫県立大学研究倫理指針
- 2) 兵庫県立大学研究倫理委員会規程
- 3) 平成18年度文部科学省及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金の取扱について
- 4) 兵庫県立大学受託研究取扱要領
- 5) 兵庫県立大学共同研究取扱要領
- 6) 寄附講座及び寄附研究分野規程
- 7) 兵庫県立大学学術奨励会規約
- 8) 兵庫県立大学学術奨励会内規
- 9) 兵庫県立大学特別教育研究助成金の交付に関する取扱方針
- 10) 県立大学教育職員の在外研究員等の取扱内規
- 11) 兵庫県立大学リサーチ・アシスタント制度実施要領

上記1)「兵庫県立大学研究倫理指針」は県立大学の教員、大学院生、客員研究員等を対象として研究を遂行する上で遵守すべき規準を定めたものであり、次の構成になっている。

1. 基本的考え方
2. 適用対象者
3. 研究者の責務
 - 3-1 基本的事項
 - 3-2 研究計画の立案・実施
 - 3-3 研究における協力者の意思の尊重
 - 3-4 資料・データ等の適切な方法による収集・管理
 - 3-5 個人情報の保護
 - 3-6 研究機器・薬品等の安全管理
 - 3-7 研究の透明性の確保
 - 3-8 研究成果の公表
 - 3-9 著者・共著者の考え方
 - 3-10 研究費の適切な管理
 - 3-11 他者の業績評価における留意事項
4. 兵庫県立大学の責務
 - 4-1 啓発・研修の実施

- 4-2 兵庫県立大学研究倫理委員会の設置
- 4-3 本指針に違反する行為の通報及び調査
- 4-4 本指針に違反する行為者等への対応
- 5. 事務
- 6. 補則

上記 2) 「兵庫県立大学研究倫理委員会規程」は第 1 条で研究倫理に関する事項について審議し、又は実施するため、兵庫県立大学研究倫理委員会を設置すると定め、第 2 条で次に掲げる事項を審議し、又は実施すると定めている。

- 1) 指針の運用及び規定の解釈に関すること
- 2) 研究倫理に関する学長からの諮問に関すること
- 3) 研究倫理に関する啓発及び研修に関すること
- 4) 指針に違反する行為に係る調査に関すること
- 5) その他研究倫理に関すること

第 3 条で委員会は次に掲げる委員をもって組織すると定めている。

- 1) 副学長のうち学長が指名した者
- 2) 人権啓発委員会委員長
- 3) 経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、環境人間学部、看護学部及び応用情報科学研究所から選出された教員各 1 名
- 4) 経済経営研究所、高度産業科学技術研究所、自然・環境科学研究所及び地域ケア開発研究所から選出された教員各 1 名
- 5) 事務局総務部長

なお、平成 18 年度には、当委員会は開催されていない。

上記 3) 「平成 18 年度文部科学省及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金の取扱について」は、補助金の預金の方法、収支簿の記載、支出状況の確認、補助金の使用方法、関係書類の整理・保管等事務的取扱いを定めたものである。

上記 4) 「兵庫県立大学受託研究取扱要領」は県立大学が学外から委託を受けて行う研究等に関し、必要な事項を定めたものである。

上記 5) 「兵庫県立大学共同研究取扱要領」は県立大学が民間等外部の機関と共同して行う研究の取扱い等に関して、必要な事項を定めたものである。

上記 6) 「寄附講座及び寄附研究分野規程」は寄附講座及び寄附研究分野の設置運営に関して必要な事項を定めたものである（寄附講座とは奨学を目的とする民間等からの寄附金により、当講座に係る人件費等諸経費を賄うものをいう。）

上記 7) 及び 8) の「兵庫県立大学学術奨励会規約」及び「兵庫県立大学学術奨励会内規」は県立大学内に学術奨励会（会長：県立大学長）を設置し、その事業目的、管理組織等を定めているものである。

上記 9) 「兵庫県立大学特別教育研究助成金の交付に関する取扱方針」は県立大学における学術研究と教育の振興及び社会貢献の推進を図るために学長裁量により教員に特別教育研究助成金として交付するのに必要な事項を定めているものである。

上記 10) 「県立大学教育職員の在外研究員等の取扱内規」は県立大学の教育職員で、外国において、学術の研究調査等に従事する者について必要な事項を定めたものである。

なお、平成 19 年 11 月 2 日付で、県立大学は、公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「兵庫県立大学における公的研究費不正防止計画」を策定している。これは平成 19 年 2 月 15 日付文部科学省科学技術・学術政策局長通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」での要請を受けて、策定されたものである。

上記 11) 「兵庫県立大学リサーチ・アシスタント制度実施要領」は平成 19 年 8 月 1 日から施行されているものであり、兵庫県立大学の大学院博士課程に在籍する優秀な学生を本学の研究プロジェクト等に研究補助者として参画させ、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者として研究遂行能力の育成を図ることを目的とするリサーチ・アシスタント制度の実施に関し必要な事項を定めているものである。

(3) 教員割当研究費について

教員及び学生当たり積算校費の予算は、各教員又は各講座に対して割当てられる。これは教員の教育研究活動に対する経費であり、学会等への出席旅費、備品・文献等購入費、アルバイトの賃金、需用費（消耗品費、印刷費等）等教員が個別に教育、研究に必要な基本的経費であり、各学部各研究科により、又、教員の職位により金額的に差異はあるが、おおむね年間教員1人当たり2,000千円～500千円程予算配分されている。

この平成18年度の部局別金額及び予算配分方法は次のとおりである。

(単位：千円)

部局名	教員割当研究費	平成18年度末 4月1日現在 教員数	1人当たり 平均研究費	配分方法
経済学部	26,213	49	534	A
経営学部	30,645	56	547	A
工学研究科	240,482	120	2,004	B
物質理学研究科及び 生命理学研究科	111,684	92	1,213	B
環境人間学部	83,476	82	1,018	A
看護学部	40,629	67	606	C
応用情報科学研究科	18,445	15	1,229	A
経済経営研究所	1,660	4	415	A
高度産業科学研究科	23,309	15	1,553	B
自然・環境科学研究所	*①			
地域ケア開発研究所	*②			
神戸学園都市学術情報館	1,570	3	523	A
合計	578,113			

配分方法 A 教員1人毎に配分する方法

B 講座毎に配分する方法

C AとBの両方を組合せる方法

*① 当研究所の教員割当研究費は県立大学から支出せず、教育委員会等他の部局から支出している。

*② 当研究所の教育割当研究費は看護学部に含まれている。

①教員割当研究費の見直しについて（意見）

神戸学園都市キャンパス、神戸キャンパス及び姫路新在家キャンパスにおいては、教員割当研究費は教員毎に予算配分し、予算と実績を対比し管理している。

一方、姫路書写キャンパス及び播磨科学公園都市キャンパス及び高度産業科学技術研究所は講座（教員3名～2名グループ）毎に予算配分している。また、明石キャンパスはこれら両方の方法を組合せて予算配分している。これらの予算の管理状況をみると、的確に管理されていない部局（高度産業科学技術研究所、明石キャンパス）があるほか、

必ずしも予算枠が厳格に守られるわけではなく、最終的には部局全体での予算枠の管理になっている。教員ないし講座ごとに予算を配分するのは旧来からの慣習によるものであるが、本来予算の執行は優先度の高いものから行なわれるべきであり、一律平等に予算を配分すると教員ないし講座によっては非経済的な予算消化という事態が生ずる惧れもある。予算枠が厳しくなってきている状況を踏まえると、旧来の慣習を打破し、大きい単位に予算割当てし、優先度の高いものから順に執行するよう改めることが望ましい。教員の職位毎ないし講座毎に一律に予算（執行可能額）を設定し、配分するのではなく、研究・教育活動計画に応じた配分あるいは評価結果に応じて重点的な配分をすべきである。その意味で、教員割当研究費の原資の過半を学部長又は研究科長裁量で重点的に配分するとか、課題審査のある学長裁量の特別教育研究助成金に廻すことを検討すべきである。

また、この教員割当研究費については、その取扱規程等は無く、研究計画書、研究実績報告書等の作成も特段求められていない。この関係もあり、当教員割当研究費による研究成果の学内における評価は制度的には実施されておらず、当研究費の効果は明確でない。教員割当研究費による研究計画書、研究実績報告書の作成を義務付けることが望ましい。

②教員割当研究費等の予算と実績の管理について（意見）

明石キャンパスでは教員割当研究費の予算は各教員、又は各講座へ一定の基準に基づき割当てられており、これを旅費、需用費、備品費、役務費等に分け、予算管理することとしており、この予算と実績との比較管理は電算機を用いて行なわれている。他の部局がハンドで管理されているのとは異なるが、このシステムの運用状況を平成18年度執行結果一覧表（アウトプット資料）を閲覧し、検討したところ、予算に比べ実績が異常に少ない状況になっていた。事情を聴取したところ、支出実績の電算機への入力が的確に行なわれていないこと等から、正確な支出実績が集計されていないことであり、当システムが有効に活用されていない状況にあった。折角導入されているシステムであるので、有効に活用すべきである。

また、他の部局においても、科学研究費補助金による研究をはじめ研究テーマごとの費用実績集計はハンドで処理されているが、電算機処理による事務の効率化を図るべきである。（200頁参照）。

(4) 特別教育研究助成金について

県立大学特別教育研究助成金は次に掲げる研究等に対し教員の申請に基づき、学長が副学長と協議の上、予算の範囲内において採択の可否及び助成金の額を決定している。

区 分	内 容
先導的プロジェクト研究	日本及び世界をリードする独創的・先導的なプロジェクト研究又はこれに向けた導入研究
奨励研究	外部研究資金等の獲得が困難と思われる若手研究者が行う研究や基礎的研究等で、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究及び萌芽的研究
特別研究	学術研究の高度化につながる先端的、創造的研究
共同研究	領域を超えた部局を横断する共同研究
海外での学会発表、調査・研究	海外での学会発表のための出席や調査・研究のための海外渡航
教育改善に関する研究等	教育内容や教育方法の見直し、改善に関する研究や新たな取組み
国際交流の推進	海外の大学との学術研究交流（研究者交流、共同研究、セミナー等）で特に必要と認められるもの
部局独自事業	学部・研究科、研究所による特色ある新規事業
緊急を要する調査・研究	緊急に調査・資料蒐集等を行う必要が生じた場合に、速やかに対応すべき調査・研究
その他	特に、学長が助成する必要があると認める調査・研究

この各部局からの申請件数、申請金額に対する平成18年度の部局別交付金決定率は次のとおりである。予算の制約もあり件数で52.4%、金額で28.5%と厳しい査定になっているが、各部局の交付金額、交付率をみると部局間ではバランスよく交付されているように思われる。

特別教育研究助成金の交付率

(単価：千円)

部局名	申請①		交付金		交付率		海外調査研究費
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
経済学部	12	32,037	7	8,700	58.3%	27.2%	1,350
経営学部	22	31,235	9	8,500	40.9%	27.2%	300
工学研究科	44	74,728	22	21,400	50.0%	28.6%	1,840
物質理学研究科	22	41,223	10	11,800	45.5%	28.6%	800
生命理学研究科	11	17,859	6	7,300	54.5%	40.9%	250
環境人間学部	22	32,843	12	9,300	54.5%	28.3%	1,250
看護学部	9	14,197	7	4,000	77.8%	28.2%	150
応用情報科学研究科	5	9,866	4	3,500	80.0%	35.5%	150
経済経営研究所	4	8,200	1	2,000	25.0%	24.4%	-
高度産業科学技術研究所	4	11,500	3	2,600	75.0%	22.6%	350
自然・環境科学研究所	11	19,335	5	4,900	45.5%	25.3%	150
地域ケア開発研究所	3	2,460	3	1,000	100.0%	40.7%	-
神戸学園都市学術情報館	1	2,848	0	0	0.0%	0.0%	-
合計	170	298,331	89	85,000	52.4%	28.5%	6,590

この部局別研究区分別内訳は次表のとおりである。

特別教育研究助成金の研究区分別内訳

(単位：千円)

部局名	英局		特別		共同		教育改善		国際交流		部局独自		緊急等		合計	
	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額
経済学部	1	400	1	1,000	3	3,500	1	800			1	3,000			7	8,700
経営学部	2	1,000	4	3,900	1	1,000	1	1,300			1	1,300			9	8,500
工学研究科	9	9,100	8	9,100	2	2,300			3	900					22	21,400
物質理学研究科	4	3,500	4	6,100	1	1,500			1	700					10	11,800
生命理学研究科	2	2,900	3	4,100	1	300									6	7,300
環境人間学部			6	4,100	2	1,000	1	400	1	600	2	3,200			12	9,300
看護学部	4	1,650	1	1,000			2	1,350							7	4,000
応用情報科学研究科			3	2,700	1	800									4	3,500
経済経営研究所											1	2,000			1	2,000
高度産業科学技術研究所	1	800	2	1,800											3	2,600
自然・環境科学研究所	2	800			1	2,400					1	400	1	1,300	5	4,900
地域ケア開発研究所									2	800	1	200			3	1,000
合計	25	20,150	32	33,800	12	12,800	5	3,850	7	3,000	7	10,100	1	1,300	89	85,000